

令和3年第2回ニセコ町議会定例会 第1号

令和3年3月9日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 令和3年度町政執行方針
- 6 令和3年度教育行政執行方針
- 7 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(令和2年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 8 議案第 1号 ニセコ町役場の位置に関する条例
(提案理由の説明)
- 9 議案第 2号 ニセコ町表彰条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 10 議案第 3号 ニセコ町課設置条例等の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 11 議案第 4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 12 議案第 5号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 13 議案第 6号 ニセコ町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 14 議案第 7号 ニセコ町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 15 議案第 8号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 16 議案第 9号 ニセコ町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例
(提案理由の説明)
- 17 議案第10号 ニセコ町自転車の適切な利用を促進する条例
(提案理由の説明)
- 18 議案第11号 ニセコ町環境基本条例の一部を改正する条例

(提案理由の説明)

- 19 議案第12号 ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 20 議案第13号 ニセコ町景観条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 21 議案第14号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算
(提案理由の説明)
- 22 議案第15号 令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算
(提案理由の説明)
- 23 議案第16号 令和3年度ニセコ町一般会計予算
(提案理由の説明)
- 24 議案第17号 令和3年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計予算
(提案理由の説明)
- 25 議案第18号 令和3年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計予算
(提案理由の説明)
- 26 議案第19号 令和3年度ニセコ町簡易水道事業特別会計予算
(提案理由の説明)
- 27 議案第20号 令和3年度ニセコ町公共下水道事業特別会計予算
(提案理由の説明)
- 28 議案第21号 令和3年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算
(提案理由の説明)
- 29 発議第1号 化石燃料も原発も使わない、持続可能な再生エネルギー100%のエネルギー政策を求める意見書案
(発議者/ニセコ町議会議員 斉藤うめ子)

○出席議員(10名)

- | | |
|----------|----------|
| 1番 篠原正男 | 2番 木下裕三 |
| 3番 高瀬浩樹 | 4番 榊原龍弥 |
| 5番 斉藤うめ子 | 6番 浜本和彦 |
| 7番 小松弘幸 | 8番 高木直良 |
| 9番 青羽雄士 | 10番 猪狩一郎 |

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町 長 片 山 健 也

副町長	山本契太
會計管理	加藤紀孝
総務課長	阿部信幸
防災専門官	青田康二郎
企画環境課参事	柏木邦子
税務課長	芳賀善範
町民生活課長	中村正人
保健福祉課長	桜井幸則
農政課長	中川博視
国営農地再編推進室長	石山智広
商工観光課長	福村一葉
商工観光課参事	高橋瀨達
建設課長	高瀨敏雄
建設課参事	黒山康行
上下水道課長	石島貴義
財政係長	片岡辰三
教育課長	前原功治
学校教育課長	佐藤寛樹
町民学習課長	富永匡子
学校給食センター長	酒井葉丈
幼児センター長	山口丈夫
農業委員会事務局長	

○出席事務局職員

事務局長	佐竹祐子
書記	佐藤秀美

開会 午前 9時58分

◎開会の宣告

○議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第2回ニセコ町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（猪狩一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において6番、浜本和彦君、7番、小松弘幸君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（猪狩一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの10日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月18日までの10日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、阿部信幸君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課参事、柏木邦子君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、中村正人君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長、中川博視君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、福村一広君、商工観光課参事、高橋葉子君、建設課長、高瀬達矢君、建設課参事、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、財政係長、島崎貴義君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、前原功治君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、富永匡君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会事務局長、山口丈夫君、以上の諸君です。

次に、お手元に配付したとおり、監査委員から例月出納検査の結果報告3件と令和2年度定期監査の結果報告、靖国神社国営化阻止道民連絡会議ほかから日本国憲法の尊重・擁護に関する要請について、農民運動北海道連合会から米の需給改善と米価下落の歯止め策を求める意見書採択のお願いをそれぞれ受理しておりますので、報告します。その内容は、別紙のとおりです。

次に、12月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告します。その内容は、別紙報告書のとおりです。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） おはようございます。本定例会、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

第2回ニセコ町議会定例会に当たって、行政報告をさせていただきます。

令和3年3月9日提出、ニセコ町長。

行政報告書1枚目をおめくりいただきまして、総務課の関係であります。後志町村会の各会議、それぞれ記載のとおり、1ページ目、行われておりまして、後志町村会役員補充で私が理事に、それから後志町村会人事管理委員会委員の補充選挙におきまして私が就任することとなっております。

その下、2として羊蹄山麓町村長会議、それぞれ記載のとおり3回開催されておりまして、主には新型コロナウイルスの対策、それから倶知安厚生病院の負担の関係、それから新型コロナウイルスワクチンに関するシミックホールディングスと包括連携協定を羊蹄山麓7町村で結んでおりますので、これの協議をしております。

次、2ページ目であります。3として北海道自治体情報システム協議会の会議、2月にそれぞれ記載のとおり開催されておりまして、定期総会におきましてこのシステム協議会の会長にニセコ町長が選任されたということでございます。今後とも北海道の情報化推進に向けて努力してまいりたいと考えております。

その下、4として後志広域連合の各会議、それぞれ記載のとおりとなっております。一番下、2月19日に広域連合会議が開催されたところであります。

次、ページをおめくりいただきまして、3ページ目であります。5として新型インフルエンザ等対策本部会議、これは非常事態、インフルエンザの緊急事態の宣言に基づいて設置されたものでありまして、ニセコ町としては第16回危機管理対策本部会議を並行して行っているというような状況であります。最近後志地域でも新型コロナウイルスの発生状況、増えてきておりましたので、これに対する対応策の協議等を行っております。

その下、令和2年度ニセコ町総合教育会議ということで、私のほうから私の教育に関する考え方を各教育委員さんにお伝えをする公式な場ということで、教育委員会委員全員ご出席の下、こども未来課の新設について、あるいは高校の将来構想、公営塾等について意見交換をさせていただいております。

その下、7として土地の寄贈が記載のとおりありました。

その下、8として災害等の発生に備えた応急給水器具の取扱い訓練が12月23日、記載のとおり行

われております。

その下、9として泊原子力発電所の安全対策関係の報告等が1月25日から、4ページ目の上段のほうにそれぞれ記載のとおりとなっております、各種会議等開催されております。

それから、4ページ目の後段であります、13として防災教育に係る講師の派遣ということで、最近各小学校、中学校等で、次のページのナンバー15にもありますが、防災教育に私どもの専門官を招聘して、研修等が行われてというような状況であります。

4ページ目の一番下であります、災害時の宿泊施設の活用に関する協定締結ということで、2月5日に株式会社有楽ホテルと災害の発生においてホテルを宿泊施設として提供いただくということで協定を結んでおります。最近特に冬期間爆弾低気圧等によりまして暴風によって主要国道や道道が寸断されるということが多くありまして、ここにつきまして国道5号線に沿ってございまして、こういった道路災害等があった場合は避難所として開放いただくということで協定を結ばさせていただいたところでございます。

次、5ページ目であります、中ほど、16として新型コロナウイルス感染に対する人事異動ということで、2月19日付で新たに新型コロナウイルスワクチン接種に関する業務に関しての感染症対策係を保健福祉課の中に新設をさせていただき、係長職1、係職1、いずれも兼務であります、発令をしております。新型コロナウイルスワクチンの関係は大変取扱いも相当複雑ということでありまして、今後相当な事務量が予想されておりますので、これらの準備を既に行っているというような状況であります。

次、6ページ目であります、企画環境課の関係であります。1のプラチナ構想ネットワークからずっと記載のとおり、それぞれほとんどが今ウェブ会議といいますか、インターネットを通じての会議でありまして、ほとんどは役場の会議室、あるいは町長室から全国会議に出席しているというような状況であります。

6ページ目後段の5として北海道交通・物流連携会議、これは山本副町長がこれの公式な委員になってございまして、業務の都合上、代理出席を係長がしているというような状況であります。

次、7ページ目になります、7として小・中学生まちづくり委員会、記載のとおり小学生、中学生がまちづくりを語る場ということで開催をさせていただいております。

その下、8として国際交流事業の実施状況、各それぞれ日本語教室をはじめ様々なことを8ページ目まで書いておりますが、今回コロナ禍にありまして、相当多くの国際交流事業が中止をされているということで、大変残念であります、各国際交流員、一生懸命いろんな形でこういったことをやっていたいております。

8ページ目の中ほど、第7回絵本ワールド、2月1日から2月26日ということで、ラジオニセコやYouTubeなどのチャンネルを通じて読み聞かせ等をやっていたところでもあります。

その下、9として地域公共交通確保ということで、デマンドバスの状況を書いておりますが、乗車人員の1月までの状況が前年は1万4,473人ということで、3,887人減ということで、今回コロナのこういった感染状況もあって、利用が減っているというような実情でございます。

9 ページ目、10としてふるさとづくり寄附の状況を書いてございます。現在の基金残高が5,671万8,016円というような状況でありまして、ふるさと住民登録者は現在89名ということであります。

次、10ページ目であります。11として土地開発公社理事会が2月9日に開催され、設立団体、ニセコ町への寄附について協議をされております。

以下、コミュニティFMの利用状況等記載のとおりとなっております。意見につきましては13にそれぞれ件数を書いております。

次、11ページ目であります。16番として行政視察の受入れ状況、記載のとおりとなっております。

また、17として令和2年度第2回120年史編さん委員会が12月14日開催されております。なお、町史というものにつきましては簡易型の記念誌を発行するというにしております。町史自体は150年を目指して125年、25年刻みといえますか、4分の1世紀分を町史発行する方向で調整をさせていただいているということでもあります。

その下、18が令和2年度第2回広報広聴検討会議、記載のとおりとなっております。

以下、ニセコ町環境審議会がその下、19として、34回目の審議会開催しておりますが、この中でニセコ町の気候変動適応方針でありますとか環境基本条例の改正、気候変動対策推進条例、再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例、自転車の適切な利用を促進する条例等について審議をさせていただいているところであります。12ページ目の一番上、第3回というふうに書いてありますが、これらも専門委員の方々でご議論をさせていただいているところであります。

その下、20として第11回ニセコ・蘭越地区地熱資源利活用協議会、12月4日に開催をされております。

その下、21としてニセコ町気候変動対策推進委員会が1月22日開催されております。

その下、22、第3回ニセコ町環境モデル都市推進委員会、そしてその下、23、第10回ニセコ町水資源保全審議会、これにつきましてはニセコ町の地下水の保全条例の見直しについて現在議論をしているところであります。

以下、それぞれ記載のとおり会議が開催されております。

13ページ目であります。一番上、25として環境省の会議、記載のとおり、ウェブであります。開催されております。

26として環境関連条例の制定、改正についてということで、それぞれパブリックコメント、あるいは2月3日には住民説明会等を開催させていただいたところであります。

その下、27、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の状況であります。その下のほうに記載しておりますが、ニセコ町交付限度額、これはニセコ町が使える上限額ということですが、現在これまでの決定しているもの、一次、二次とそれぞれ記載しておりますが、合計で3億3,335万3,000円、このうち国のほうでニセコ町の枠として今回繰り越すことになっている分が7,500万円あります。これは令和3年度においてニセコ町が使える上限ということでありまして、令和2年度充当予定額と書いてありますが、これが今年度ニセコ町で使える上限額ということでありまして、2億5,835万3,000円というふうになっております。これまで議会等でご説明させていただきましたが、3億259万円ニセコ町はコロナウイルス対策の特別対策として使って、予算計上してお

りまして、このうち国の分、これが2億5,835万3,000円というふうになっておりますので、現在ニセコ町が単費で負担している分が4,423万2,000円あるということになっております。今後執行残でありますとか事務事業の実績報告が出てまいりますので、この間この額については圧縮をして、できるだけ町の負担を少なくするようには努めていきたいというように考えております。

次、14ページ目であります。一番上、28として自治創生総合戦略、地方創生の関係の企業版ふるさと納税制度を活用しまして、札幌市の株式会社宮坂商店様からニセコ町鉄道文化遺産群の保管、展示、体験施設に充当してくださいということで50万円のご寄附をいただいているところであります。

その下、29としてSDGsに係る取組ということで、その(1)の下、(2)が高性能な木造住宅ということで、議員の方もご視察いただいた方もおられると思いますが、ミルク工房さんの上のほうに社員の方のアパートを建設されておまして、大変高气密、高断熱、私も行きましたが、本当にこんなに暖かいのかということで、基本的に建物由来のエネルギーがニセコ町、相当多い状況でありますので、こういった建物が少しでも多くできることによってニセコ町からのCO₂の排出量は相当減るということでありますので、できるだけ多くの皆さんにこういう高气密、高断熱がいかに私たちの暮らしに大きな影響あるかということをお覧いただければというように思います。

その下、(3)として第1回ニセコ町森林ビジョン策定委員会ということで、それぞれ、その下、2月も含めて開催させていただいておりますが、いかにニセコ町の民有林、町有林も含めて森林資源を活用しながら経済を循環させていくかと、そのことに取り組んでまいりたいと考えております。

次、15ページ目であります。一番上、(4)として第195回まちづくり町民講座、育ちと学びから考える森と自然ということで、長野県池田町教育長の竹内教育長さんから育ちと学びから考える森と自然ということで、自然教育、森を活用した教育等、信州方面はかなり活発に行っておりますので、これらに関するお話を、ご講演をいただいているところであります。

その下、SDGs関連の会議、それぞれ、SDGs全国フォーラム長野2020というのが1月30日にありまして、ここでニセコ町の事例発表もさせていただいております。また、都市未来研究会 in NISEKOという様々な皆さんが、知見を持った方が今集まって、ニセコ町のまちづくりについて大いなる公開議論をさせていただいております。大変有効的な、私たちにとっては大変な知識を得る場となっております。今後とも都市未来研究会 in NISEKOの開催については町としてもできるだけ応援をしてみたいと、このように考えております。

その下の中学校でのSDGs講話ということで、地域おこし協力隊の寺地さんに講話をしてもらっております。16ページにありますとおり、小学校でもSDGsの授業をいただいているということで、小中学校の教師の皆さんにも感謝を申し上げたいと思います。

15ページ目の一番下であります。 (8)、SDGs副読本の寄贈と町内小学校への配付ということで、今般イソリュージョンズ株式会社様、それから一般社団法人クラブヴォーバン様からSDGsに関してニセコ町に特化した本を200部ご寄贈いただいております。小学校の4年生以上の方にお配りをして、授業等に活用いただいているというような状況であります。

16ページ目、一番上がSDGsの研修、それぞれ記載のとおりとなっております。中ほど、30と

してニセコ中央倉庫群の利用状況、記載のとおりとなっております。コロナ禍にあって、大変利用者が減っているということではありますが、感染予防に留意しながら少しでも多くの皆さんに利用していただきたいというように努力してまいりたいと思います。

次、17ページ目、31、テレワークサブルームのトライアル運用ということで、ニセコ中央倉庫群の旧でん粉工場の2階の創作活動の部屋ありましたが、そこを仕切って、必要があればテレワークができるような実験として現在進めているところであります。

また、中央倉庫において、その下の32ということでチャレンジキッチンということで日替わりといますか、そういう形でこういった食事提供にチャレンジする皆さんの発表の場ということで利用されているというような状況であります。

また、33としてお試し協力隊の実施ということで、国の制度として今回お試し協力隊というものの制度ができましたので、記載のとおり受入れをしているというような状況であります。

その下、34として2021年度採用地域おこし協力隊の募集及び応募状況ということで、記載のとおり19名の皆さんにご応募いただきまして、8名の方が着任するというようになっております。

次、18ページ目であります。税務課の関係でございます。現年度分7億9,963万3,000円ということで、収入額のちょうど表の中ほどの現年度分の収入額という欄のところ見ていただくと7億9,900万円と書いておりますが、これにつきましては1億720万円去年の同時期と比べて減っております。去年は9億35万3,000円この時点であります。コロナ禍によって様々な税収が相当落ち込んでいる。今年の決算額になるもの、それから来年度当初予算も相当税収の落ち込みを見ておりまして、大変厳しい財政状況ということで、今般来年度予算においても相当数の実は経常経費をはじめここまで落とすのかというぐらい厳しい査定をさせていただいております。やはりこういった収入がそもそも落ちてきているということで、税務課の下のほうに新型コロナウイルス感染症の影響により前年度比で入湯税は5,511万円、それから固定資産税が1,214万円の減収ということになっておりまして、特にこの中で入湯税自体はほかの税は税収が落ちると75%翌年の地方交付税で増えるといいますが、加算がされてくる制度になっておりますが、入湯税はこれは純粋なニセコ町の税で、地方交付税とは一切関係ない税であります。大変ニセコ町にとっては大きな税であります。多いときは8,000万円を超えている税が5,500万円もそういうふうに落ちているという状況でありますので、相当厳しい状況に現在あるということがお分かりいただけるかと思っております。ちなみに、昨年はこの行政報告で前年から見たら8,200万円増加をしているということでご報告をさせていただきました。今回は逆に1億円落ちているということでありますので、大きく考えると2億円近いお金が実際には私どもの町の使える予算から今なくなっているという実態でありますので、その点ご理解賜ればありがたいと思います。

次に、19ページ目であります。町民生活課の関係であります。ニセコ町民センターの貸し館状況、コロナ禍にあって同様に落ち込んでいるというような状況であります。

2として住民基本台帳ネットワーク、マイナンバー制度の活用ということで、記載のとおり増加している状況にあります。

3として一般廃棄物の処理状況、観光客の入り込みが減っているということもありまして、大幅

に落ち込んでいるというような状況であります。

4として第2回羊蹄山麓環境衛生組合関係町村長会議が開催されておりました、現在羊蹄衛生センターが築50年を超え、相当傷みが激しいということで、令和10年度を目標に新たな処理センターを建設する方向で調整がなされ、今般現在の衛生センターの横に土地を求めるということでありまして、ここに記載のとおり所有権移転が完了したということでありまして、これによって新たな建設場所の確保ができたというような状況であります。今後さらに熟度を上げて、どういった施設をどういった形で造るかという協議を進めていくこととなっております。20ページに取得用地の広さ、記載のとおりとなっております。

20ページの中段であります、ニセコ斎場井戸ポンプの故障についてということで、記載のとおり調査をし、井戸にカメラを入れて調査したところ、中に相当なスケール、汚れ、藻のようなものがたくさん浮いていて、それをポンプが吸い込むというようなことでありまして、ここ数年間の状況見るとこの倶知安、ニセコ、蘭越エリアの年間通しての降雨量、降水量、降雪量が相当半減しているような実情にあつて、全体的に湧水の量が減っている、こういったことも相当影響しているのではないかと思います、調査の結果、今現状で再度ポンプを入れて直してもすぐまた詰まったり、いろんな経費がかかるということで、少し様子を見て、降雨量の状況、降水量の状況なんかを見ながら少し当面休止をするという判断をさせていただきました。今後状況見ながら再開に向けての取組をしてみたいと考えております。

次、21ページ目であります、保健福祉課の関係であります。それぞれ社会福祉委員、民生委員会、開催されております。就学援助、助成に関する助言や高齢者私道除雪、あるいは福祉灯油、こういったものについてそれぞれご審議をさせていただいております。

その下、2としてニセコハイツ等の入居状況であります、それぞれ記載のとおり満床といますか、埋まっているというような状況であります。

3としてニセコ子ども館の利用状況、現在利用状況、全体で54名の皆さんがご利用いただいているというような状況であります。

その下、4として日本型子どもにやさしいまち、CFCモデル検証作業完了報告ということで、2月16日、これもネットを通じたウェブ会議であります、子どもに優しいまちづくりの検証をそれぞれ、その下にありますとおり、安平町……これ失礼しました。富谷町です。市になっておりますが、富谷町であります。大変失礼しました。町田市、それから奈良市の首長で報告発表会を行ったというような状況であります。

22ページ目であります、その一番上、5として11月27日、ニセコ福祉会との懇談をしております。福祉を取り巻く状況が大変今厳しい状況でありますので、これ今後の対策について協議をさせていただいたところであります。

その下、6として各種健康診査の状況、記載のとおりずっと（1）から（4）まで書いてございます。

その下、7として幼児食教室でありますとか、産後ケアの相談会、以下23ページ目に精神障害者の皆さんの交流会や健康関係のことをずっと11番まで記載しているとおりであります。

次、12番として倶知安厚生病院第2期整備推進協議会の設立ということで、1月15日開催をしております。この中で倶知安厚生病院の2期整備につきましては、羊蹄山麓7町村で構成する倶知安厚生病院医療機能検討協議会と倶知安厚生病院北海道厚生連において令和2年1月23日に整備指針に関する協定を結ばせていただきました。その後いろいろ議論をさせていただきました。厚生病院については羊蹄山麓町村のみならず、岩宇地域、これは岩内、共和、泊、神恵内、それと南後志地区、これは黒松内、寿都、島牧の7町村であります。この二次医療圏としての公的医療機関としての役割も大変大きく、入院、通院の方々も羊蹄山麓の町村より多いところもたくさん町村によっては多いわけでありまして、こんなことから、今回の整備について一定の負担についてお願いをしたということでもずっと協議をしておりましたが、協議について、負担について合意するということでありまして、それで今般14町村で構成する新たな推進協議会を設立したというふうな状況であります。この中で役員が互選がありまして、会長に倶知安町長、副会長に蘭越町長、岩内町長、寿都町長ということで、今後負担について協議をさらに重ねていくということで合意をしております。現在のところの概算事業費で33億1,400万円ということで、当初羊蹄山麓で一番最初に協議したときが概算で28億2,000万円ということでありますので、4億9,400万円ほどの増加となっております。これにつきましては、建築単価の増であるとか増築スペース、発熱外来が今後必要であると。待合スペースの拡大とか、こういったいろんな要素がありまして、これによって441平米拡大するというふうなことで1.7億円の増でありますとか、こういったことの積み重ねで増えているということで、それについては合意をして、それを全体で負担をしようということになっております。現在のところの負担率はそれぞれの町村割、主には入院や通院患者の総数を率で掛けて算出した額で、山麓7町村は90.48%全体を持つ、その他の岩宇、南後志で9.52%ということで100%のこれについて負担をするということになっておりまして、本町の分ということで、ニセコ町は倶知安町に次いで入院、通院の患者数が多いということもありまして、負担率は6.59%負担するということになっておりまして、現在の概算事業費の予定であります。総額で2億1,833万7,000円ということになっております。これは、建築工事費、設計管理費、それから解体工事、それから移転に伴う機材のシステム等の移転費、これらを含めた額ということであります。今後詳細な設計に入った段階で多少この金額については変動する可能性があるというような状況であります。

その下、14として地域包括支援センターの運営状況、記載のとおり総合相談、地域ケア会議、それから24ページ目、(3)として介護予防事業がそれぞれ望羊団地の健康教室から始まりまして、高齢者の声かけ、認知症対策チーム、あるいは介護予防プランの作成、その下、(8)の救急情報キットの配付状況まで記載のとおりとなっております。

次、25ページ目をおめぐりいただきまして、農政課の関係であります。25ページ目、農政課の関係ですが、1として経営所得安定対策の実施状況ということで、町内農業者、経営体につきましてそれぞれ表のとおり交付金が確定をしているというような状況であります。畑作、水田、それぞれ記載のとおりとなっております。大豆、てん菜等につきましては現在まだ取りまとめ中というような状況であります。

一番下であります。3としてニセコ町堆肥センターの運営状況、記載のとおりとなっております。

ます。

次、26ページ目、4として令和2年度有害鳥獣被害対策支援事業ということで、(1)として設備整備ということで、電気柵13件、爆音機3件等利用があったり、それから狩猟免許につきましては2件ということでそれぞれお取り扱いいただいているところであります。

その下、5として有害鳥獣の捕獲状況であります、記載のとおり鹿が38頭、タヌキ13頭、アライグマ201頭という状況であります、アライグマ等につきましてはどんどん増えているというような状況で、さらに強化していく必要があるというような状況でございます。これにつきましても羊蹄山麓町村長会議等で議論をし、北海道の応援を含めていろんな要請活動も強化していこうということでもあります。

次、27ページ目であります、国営農地再編推進室の活動状況であります。換地委員会、記載のとおり3回それぞれの地区で開催をさせていただいているところであります。

次、28ページ目であります、商工観光課の関係であります。1としてニセコ観光圏マネジャー担当者会議を開催、以下観光圏関係の事業をそれぞれ行ってございまして、中ほど、3として北海道大学観光学高等研究センターとの共同研究、1月18日、記載のとおり行ってございます。北海道大学観光学高等研究センターとは本町が連携協定を結んで進めているというふうなことで、こういったことも行われているというような状況であります。

その下、4として新型コロナウイルス感染対策に伴う経済対策の進捗状況、記載のとおりとなっております。かなりな件数、詳細なことやっておりますので、全部ご報告できませんが、28ページの括弧して商品券の発行事業、それから29ページ目、(2)は事業者経営維持・未来支援給付金事業の状況、それからその一番下、(3)として観光施設持続化支援給付金事業、30ページ目の中ほどに(4)として飲食店等応援割引クーポン発行支援事業、その下、(5)としてニセコ応援福袋販売促進事業、31ページ目をめくっていただきまして、上段、(6)としてニセコ町買物相談・配達代行等支援事業、(7)としてニセコフォトチャレ支援事業、一番下、(8)として綺羅ポイントカードによるニセコ元気回復事業、それから32ページ目ありますが、(9)がニセコ町中小企業特別融資の状況、(10)としてニセコ町勤労者福祉厚生資金支援事業、それから33ページ目おめくりいただきまして、11番がニセコ町観光回復イベント開催支援事業、これは回復、コロナウイルスが終息していないということで全てを予算から落としているというような状況で、中止ということにしております。その下、(12)がニセコ町飲食・宿泊元気回復支援事業、その下、(13)としてプレミアムつき商品券発行事業、34ページ目の中ほどであります、(14)としてニセコ町旅行商品商談会出店事業とそれぞれコロナ対策事業として進めてきたところであります。

また、その下、一番下であります、34ページ、(15)として公共施設内事業者経営維持給付金事業、そして35ページ目おめくりいただきまして、中ほど、(16)であります、スキー場新型コロナウイルス感染症予防対策強化支援事業、36ページ目、上段であります、(17)として第三セクター経営維持給付金事業とそれぞれ行ってきているところであります。これらの実績報告で、先ほど申し上げました4,000万円を超える単費につきましては少し執行残といたしますか、実績によって落ちることもありまして、多少の持ち出しぐらいに収まれば一番財政上はいいなということで、今

実績等の取りまとめを引き続き行っているというような状況でございます。

36ページ目、後段であります、ニセコスキー場安全利用対策連絡協議会の総会、それから6としてニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会総会がそれぞれ開催されております。

また、7としてニセコリゾート観光協会の取締役会、あるいは37ページ目おめくりいただきまして、8としてニセコ主要宿泊施設連絡会の出席、これも実は毎月のように今これまで行われてきたものであります、企業によってはこういう会議に一切支配人等経営者が出ることは駄目というところもありまして、ちょっと参加者等が今減っているというような状況でありまして、ズームで会議ですとか、情報共有、大変重要でありますので、引き続き何らかの形で継続していけるように努力してまいりたいと考えております。

37ページ、中ほどであります、令和2年度ニセコ駅前温泉綺羅乃湯の入館状況、記載のとおり、コロナ禍もあって、落ち込んでいる状況であります。

11、12、13とそれぞれリゾート観光協会、あるいはキラットニセコの取締役会等、記載のとおりとなっております。

また、38ページ目、14としてシーニックナイト2021が記載のとおり2月6日から14日まで開催しているところであります。

それから、その下、中ほどであります、15としてニセコ駅前温泉綺羅乃湯地下水調査についてということで、地下水調査を、ボーリング調査やりました結果、水量が予定した水量よりちょっと少ないと。それと、活用についてはある程度使える水量ではありますが、特にここに水質のこと書いておりますが、この色度というのは一番今後、もし活用するとすれば大変な、この色度を取るために大きなお金がかかるということでありまして、今後、先ほど申しました全体的な地下水量が降水量の減によって減っている状況もありますので、当面は現在の施設をピットを用いて将来使えるように保存しつつ状況を、もう少し推移を見たいというふうに考えております。何か大きなことがあれば、これから取り出して使えることもできるわけでありまして、こういった形で当面休止をして、状況を見ながら再開できるかどうか検討していきたいと、このように考えているところであります。

次、39ページ目であります。16としてようてい地域消費生活相談窓口の運営状況、記載のとおりとなっております。

その下、中ほどであります、18として本年度内に予定している連携協定、1つは、これ両方とも3月中に連携協定結ぶことで記載したとおりであります、(1)として立命館慶祥中学、立命館高校、それとニセコ町及びニセコリゾート観光協会が連携協定を締結するということになっております。立命館グループとの今後いろんな交流を多くしたいというふうに考えておりまして、これをきっかけとして将来的にはAPUといえますか、立命館太平洋アジア大学、大分県府にあります、こういったところも含めてそういった大学等の連携等も図れればありがたいということで、これまでも立命館高校につきましてはSDGsの研修とニセコ町での研修を何度もやっておられるところでありますので、今後これによって連携を深めていきたいと考えております。

それから、その下、(2)としてニセコ町と学校法人札幌国際大学、札幌国際大学短期大学部と

の連携協定ということで、札幌国際大学自体も様々な自治体との連携をすることによって高大連携、地域連携というのを強力に推し進めたいということでもありますので、連携協定を結ぶこととしております。

次、40ページ目ではありますが、建設課の関係であります。ニセコ町町営住宅入居者選考委員会の開催ということで、それぞれ記載のとおり開催をさせていただいております。

庁舎の関係で、議員協議会も記載のとおりとなっております。

その下、一番下、3としてニセコ町都市計画審議会の開催ということで、現在景観条例や規則の改正等、環境関連に関係する条例関係の改正について意見交換をさせていただいているところであります。

次、41ページ目になりますが、国土利用計画法に基づく土地取引の状況ということで、土地の取引の売買の状況、届出8件、届出総面積が20.7ヘクタール、うち海外資本の方は1件、5.73ヘクタールということになってございます。

また、その下、5として景観条例に基づく協議状況については開発事業が1件、屋外広告物が4件ということになっております。

中ほど、次上下水道課の関係ではありますが、ニセコ町における水源の確保と書いておりますが、全道各地、これは全国でも同じような状況であります。導水管や配水管の破損によって大規模断水事故というのが多く発生している状況であります。本町においてもニセコ市街地への幹線給水管につきましては耐震管ではありませんので、漏水防止ということもありますし、将来の何かあったときの断水ということがあれば大変な町民の皆さん、特に市街地の皆さんに大きなご迷惑、暮らしの状況が悪化するということでもありますので、できるだけ早くこれを耐震化に切り替えるということをしてほしいというふうに考えております。また、市街地自体は今民間アパート等も建てられたり、あるいはSDGs街区、あるいは町でも新たな公営住宅構想もありまして、これらの水不足が予定をされております。水源の確保等含めてできるだけ早く対応したいということで、国に対しては現在こういった国土強靱化の関係において水道に対して国のほうも大きな応援するような制度設計をお願いしたいということで、現在提案をさせていただいております。

次、42ページ目ではありますが、農業委員会の関係であります。1として農地流動化事業の助成金の状況、記載のとおりとなっております。

また、その下、2として賃貸借料の状況につきまして記載のとおりとなっております。

次、43ページ目、消防組合ニセコ支署の関係であります。幹部会議の開催であるとか、2としてはニセコ町婦人防火クラブリーダー防火啓発、それぞれこのとおりやっております。

また、3として羊蹄山ろく消防組合議会が12月21日開催されております。

以下、消防団の幹部会議等記載のとおりとなっております。6として独居高齢者宅の除雪をそれぞれ団員の皆さん、あるいは職員の方がやっております。大変厚く感謝を申し上げます。

7として災害出動関係、以下警戒出動、山岳出動等、救助出動、44ページ目まで記載のとおりとなっております。

次、45ページ目でありますが、8としてニセコ救急の出動先別出動状況、記載のとおりとなっております。観光入り込みの減もありまして、全体的にはこのように出動件数、減っているというような状況となっております。

以下、建設工事の関係、それから委託の関係につきましては別表に記載のとおりとなっておりますので、御覧いただきたく存じます。

以上で令和3年ニセコ町議会定例会に当たっての行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 続きまして、教育長、片岡辰三君。

○教育長（片岡辰三君） それでは、第2回ニセコ町議会定例会、教育行政報告につきましてご報告を申し上げたいと思います。

令和3年3月9日提出、ニセコ町教育委員会教育長、片岡辰三。

お手元に資料が届いていると思いますけれども、まず教育委員会関係の活動につきまして、教育委員会議につきましては令和2年第10回臨時会、12月24日に開催してございます。報告につきましては、令和3年度についての当初教職員等人事異動希望状況等をご報告を申し上げております。また、議案につきましては令和3年度のニセコ町教育費予算等について説明をしてございます。次に、令和3年第1回定例会、1月22日につきましては、報告につきましてはニセコ町教育費予算の補正、それから備品購入契約の締結等、特にGIGAスクール関係に関わる教育用ICT端末購入等具体的に進んでいる状況等も含めてご説明をさせていただいております。それから、ニセコ町教育支援委員会の結果報告、特別支援の必要な子どもたちの状況についてのご報告でございます。議案につきましては、ニセコ町幼児センターの園児募集、それからニセコ町立北海道ニセコ高等学校学則の一部改正、それからニセコ町立北海道ニセコ高等学校入学者選抜の実施に向けてについて議案を認めていただいております。協議につきましては、昨今コロナの状況等がございまして、町内各学校の卒業式及び入学式への委員の出席についてということでございますが、国や道の指導等もありまして、時間の短縮化等を指導されておりまして、委員等の来賓の出席については控えて、時間短縮ということで、お祝いのメッセージ等を各学校に送付して、掲載していただくと、そういうようなことを進めております。また、協議としては有島記念館館長の配置等についてのそれぞれ委員のご意見等も含めていただいて、一応館長についての配置等についてご理解いただいたところでございました。

それから、会議等につきましてはニセコ町総合教育会議、これは先ほど町長からもお話ありましたけれども、教育全般について町長、副町長に出席をいただきまして、町全体としての教育についての方針等についていろいろと意見交換をさせていただいたところでございます。特にニセコ高校の将来構想等につきましては、現状全道的に、10年前に比べると全道の中学校の生徒数が14.6%、管内では約25%10年前に比べて減少している中で、生徒募集をするということ自体がなかなか昔のように40名集めるのは厳しいという状況ではありますけれども、今年度については昨年度9名を24名に増加させたというようなことで学校としても取り組んでいる状況等をご協議させていただいております。また、ニセコ町のニセコスタイルの教育ということにつきましては、これまでたくさ

んの分野がありましたけれども、3年度に向けては英語教育、ふるさと学習、そういったことに集中して取り組んでもらう、そういうような方向性についてご説明をさせていただいたところでございます。

次に、2ページの学校教育の推進につきましてですけれども、学校運営について参観日がニセコ小学校、近藤小学校、ニセコ中学校、それぞれ予定されていて、特にニセコ小では16日に予定していたのですけれども、その下に記載ございますように、猛吹雪のため臨時休業という、そういう措置を取ったために2月16日は町内の各学校が臨時休業という状況でございました。各学校での活動、体験、特別学習等につきましては、租税教室、人権教室、それぞれ近藤小学校、ニセコ小学校でも実施してございます。また、先ほど町長のほうの報告にもありましたけれども、防災教室に関わっては町のほうの講師をお招きして、特に中学校ではハザードマップ、具体的にそういったことで社会科の特別授業として開催して、地域のそういう状況等を学んでいるという、そういう状況でございます。それから、新入学の対応についてということで、ニセコ中学校では小学生の新中学1年生に向けての説明会、体験入学、1月20日、こちらはリモート方式で開催したというところでございます。小学校につきましては、来年度新1年生ということで幼児センター等の子どものそれぞれの対応を2月4日に開催されてございます。また、スポーツ関係につきましては中学校体育連盟全道大会のほうでスキー、アルペン競技においてはミークル・ヘミ琥太郎君が男子大回転6位というように全国大会出場という権利を勝ち取っております。また、クロスカントリー競技につきましては藤原君が5キロで9位、全国大会出場という権利を獲得しておりましたけれども、コロナの感染の関係で残念ながら全国大会は中止という状況になっております。このようにスポーツ関係もコロナの関係でいろんな全道大会、地区大会を含めて中止等で活躍の場が非常に少なくなっているという、そういう状況でございます。それから、5番目として学校教育研究活動としてGIGAスクール構想でパソコン、あるいはタブレット1人1台端末ということで児童生徒向けには配置される中で、教師がそれを的確に使いなければならないということで、教師に対する操作研修会を1月12日に実施したところでございます。それから、各種会議、研修等につきましては、町内の校長会議につきましては12月、1月、2月とそれぞれ開催してございますが、この時期、私としては教育行政執行方針、ニセコスタイルの教育、あるいはニセコ学、ふるさと学、あるいはコミュニティ・スクールについて新しく来た教頭先生への理解を深めるため、あるいはより内容を具体化して取り組める、そういったことを協議を特にさせていただいております。教頭会議については、それを受けて具体的な学校運営についての指導、情報交流等で学校運営に教頭先生方に頑張ってもらっているところでございます。令和2年度第2回教育支援委員会、こちらにつきましては先ほどもお話しをしましたがけれども、特別支援が必要な児童生徒に関わって、本町でも令和3年度特別支援講師の配置ということでは前年度3名のところ1名を増やして4名ということで取り組んでいるところでございます。それから、第4回後志管内市町村教育委員会教育長会議につきましては、こちらもコロナの関係でリモート開催ということでございますが、校長先生の指導する義務教育指導監、こちらのほうからは学校経営訪問のまとめ、それから企画総務課所管事項については服務規律の厳正な保持、あるいは学校における働き方改革、ハラスメントに関するセルフチェックなどの諸注意が

ございました。教育支援所管事項につきましては、新型コロナウイルス感染対策の徹底、特に卒業式、入学式、あるいは学年末、学年始めにおける対応についての指導の徹底ということでございました。また、年度末ですので、この1年間の教育課程が適切に実施されていたかどうか等のそういった取りまとめの時期でございますので、そういった報告等について確認がございました。また、不登校児童生徒等の支援についてもコロナ感染等の関わりもございますので、寄り添った指導というようなことでそういう連絡、指示事項がございました。あと、後志管内市町村教育委員会次課長会議におきましては、具体的に課長のほうが代わって参加してございますけれども、変形労働時間制に関する説明、特に学校教育では部活動等超過勤務の状況が問題になっておりまして、特に働き方改革等がいろいろ言われているところでございます。そういった対応についての具体的な説明がございました。それから、指導監訪問が12月の16日にございました。

それと、4ページのほうですけれども、児童生徒の状況ということで、特別支援の生徒については大幅に変わってございません。1年生から6年生の生徒数につきましては、昨年同期と比べますと17名ほど減少してございます。そして、近藤小では逆に8名増えていると。あの地区が今ちょっと増えているということで、校舎増築と増床工事等が入っているところでございます。ニセコ中学校につきましては、昨年度に比べて9名増加ということでございます。これは、昨年度の6年生が多かった、その段階がずっと中学校に移行すると単純に学年ごとによって若干の変更があるということでございます。ニセコ高校につきましては、昨年と比べてマイナス8ということでございます。前回1年生が9名ということで、非常に減った状況でございますが、24名ということで今年入学の予定がそのようになってございます。それから、特別支援教育を要する児童生徒と指導体制の状況につきましては、記載にございますように、ニセコ中学校は近藤小と併置ということでしたが、今年はそれぞれに配置できているという状況でございます。

学校保健関係につきましては、幼児センターで溶連菌の生徒が1名発生したという状況でございます。

それから、学校安全、ニセコルールの遵守についてということでの徹底、それからニセコスタイルの教育の実施状況ということでは、コミュニティ・スクール関係のそういった取組がなされておりますけれども、コミュニティ・スクールそのものも幼稚園、小学校、中学校、高等学校含めたニセコスタイルというふうになっているところなのですけれども、なかなか各学校の連携が難しいというような状況もございまして、そういったCSアクションプランの見直し、組織の見直し等を役員会、部会等で進めていただいております。また、校長会でもそれらを受けて、校長会としても適切に対応できるような体制づくりを進めてございます。

幼児センター関係につきましては、発表会、12月4日となっておりますけれども、5日土曜日、これ予定がコロナの関係で実は中止というふうになってございます。あと、それぞれコロナの様子を見ながら、日程をちょっと調整しながらそのような餅つき大会、クリスマス会等、そういう季節の節目に沿った行事等を実際に実施してございます。それから、6ページのほうですけれども、こちらのほうも幼児センターの数ですけれども、こちらのほうは大体定員にほぼ満度に通っている状況ですので、昨年度実績と比べて大きな変化はございません。合計で見ますと今年度164名になって

いますけれども、昨年度162名ということで、ほぼ変わらずということになります。預かり保育の状況につきましては、こちらについては逆に前年度に比べて半減というような状況でございます。これもコロナ感染等の影響が色濃く出ているのではないかというふうに考えております。次、7ページでございますけれども、子育て支援関係につきましては、そこに前年度と今年度の状況を後段の表の下のほうに書いてございますけれども、軒並み減っているという、そういう状況でございます。それから、一時保育の状況につきましては昨年度よりは減っていますけれども、そう大きなではありませんけれども、かなりやはりコロナの影響が出ているというふうに考えられます。休日保育の状況につきましても昨年度は逆に1人という、そういう状況でしたけれども、今年度は記載のとおり的人数となっており、増えている状況でございます。ちょっとこの辺りの具体的な変化の状況についてはまだ具体的なことは分かりませんが、それぞれ子育て支援についての具体的な取組として、子育て講座等事業実施の状況ということで第6回、7回、にここ相談、第8回、保育開放、第9回子育て講座等そこに記載のとおり開催をしてございます。

9ページのほうに移ります。9ページのほうはニセコ高等学校関係ということで、ニセコ高校についてはそれぞれ、そこに記載のように、第8回全国高等学校観光教育生徒交流大会ということで、今年は観光サミットということでオンラインでの開催ということになってございます。それから、南北海道農業クラブ連盟実績発表大会、こちらのほうでは、そこに書いてありますように、ヒューマンサービス最優秀賞、それから生産、流通、経営については優秀賞3席、開発、保全、創造については優秀賞3席、クラブ活動発表会では優秀賞3席という優秀な成績を収めて、全道大会、第72回の全道実績発表大会では全道の中でヒューマンサービスが優秀賞3席、流通、第4席と、優秀賞4席というような結果を示してございます。それから、また実はここにはちょっと書いていませんでしたけれども、3月17日に受賞予定ということで、議員の皆様方には大変ご理解をいただいて、時間調整をいただくというようなことで、受け継ぎたい北海道の食動画コンテストというのがございまして、そちらのほうにニセコ高校の4年生、木下鉄平君が特別賞ということで、この受賞の内容見てみますと、ほかのところは皆さん大人の方が、地域おこし協力隊ですとか専門学校等の方が取り組んでいるのですけれども、高校生1人ということで、そういう中でニセコスタイル近藤セットということで、近藤地区でのスパークリングワイン、チーズ、パン、そういった3つの発酵食品をテーマとした動画を作って投稿して、特別賞いただいているというようなことで、農林水産省、北海道、農政事務所長等の参加で3月17日に表彰ということでニセコ町のほうに来ていただくというような状況になってございます。ちょっとそれ記載してございませんでしたけれども、そういう状況でございます。それから、進路状況につきましては昨年度と大体ほぼ同じような状況なのですが、3年生の就職の12名の中には近年これまでなかった道職員1名という公務員関係での採用がございました。それから、進学15名の中には公立大学、沖縄なのですが、名桜大学というところに国際学群という、そういう観光系に関わるそういった、近年これまでにないというふうに報告受けておりましたけれども、公立大学の合格が1名出ているということでございます。そうした中で各学校の指導いただいているということで、7番目、具体的に今年度の出願状況ということで、40名の募集定員に対して出願24名、倍率0.6と。昨年は9名、倍率0.2という状況でございま

した。既に天候不順のため3月3日が1日順延されまして、3月4日に面接試験等が終了してございます。合格発表は、3月16日に発表されるというふうに伺っております。募集状況につきましても近隣のニセコ、真狩、留寿都でそれぞれ、ニセコが今年24名と健闘して、昨年に対してプラス15名、真狩は26ということで昨年より4名減、留寿都が12名で昨年より11名減と、そういうような状況で、たまたまこの3校で限られた生徒を奪い合っているような状況ということで、大変厳しい中で札幌や管外への募集等に向けて学校が取り組んでいるという状況でございます。

給食センターのほうにつきましては、今回書面会議の形で、報告事項につきましては令和元年度給食費納入状況等についてご報告いただいて、了解をいただいております。特に給食費等が値上げしないように現状維持ということで、保護者の負担軽減ということで進めております。

続きまして、11ページでございます。社会教育関係につきましては、社会教育委員会の活動ということで、12月23日に第2回社会教育委員自主研修ということで、町民センターで開催してございます。社会教育委員会大会参加報告、あるいは前回、第1回目ときのそういう北斗市のカルタなどのことについても協議をさせていただいて、今後どういう活動するかと、具体的なそういった議論がされたところでございます。社会教育委員会議、2月1日には第7期社会教育中期計画に対する各社会教育委員の意見を反映させていただいて、ご協議をいただいているところでございます。現在社会教育委員の公募委員につきまして公募中ということでございます。第3回の社会教育委員会議の進め方、あるいは次年度以降の社会教育委員会議の活動等について具体的に協議する予定でございます。放課後子ども教室につきましては、感染対策防止を徹底する中で変則的にそこに実施してございます。開催日等については、市街地区はニセコ小学校で都合7回、近藤地区では同じく7回開催してございます。少年体験事業につきましては、ニセコみらいラボということで今回はニセコ高校生のみで開催で、菊地前教育長に講師をいただいて、お話をさせていただいたところです。ニセコみらいラボにつきましては、学習サポート等、そこに記載のような形で各種いろいろな取組を展開して、子どもたちの参加意欲を図ると。ただ、残念ながらある程度定員の枠、密にならない感染防止対策というようなことで多くの子どもたちが自由にさっと参加できる状況ではないので、今後コロナが終息すればぜひ幅広く子どもたちが参加できる状況をつくっていきたいというふうに考えてございます。13ページにつきましては、ニセコみらいラボのCコースということで、自己研さん、文化、教養講座ということで、特にスキーを楽しむ、あるいはニセコルールというようなことで、そこにニセコ雪崩研究所の新谷さんのほうからもいろいろなそういうお話をいただいたところでございます。それから、ニセコみらいラボ連携事業ということでジュニアリーダー養成講座、こちらのほうは道外への交流として取り組んでいる、そういったところに行くための一つの事前練習といえますか、思ったことを上手に伝えられるかどうかとか、そういう内容で取組をしているところでございます。それから、寿大学につきましてはなかなかこういうコロナの状況で具体的な授業として開催できる、ラジオニセコを活用した開催ということで、昨日も運営委員会を開催したところでございますが、なかなか委員の方の参加も厳しい状況で、今後についてはやはりコロナのことも十分考えながら、感染防止の対策図りながら授業を展開していくという、そういう計画を検討中でございます。

それから、文化、図書活動につきましては、有島記念館の展示については藤倉英幸コレクションについての展示をしてございます。学習交流センターあそぶっくの状況につきましても、右端のほうに前年度入館者が書いてございます。今年度の入館者と比較、それから一番下のほうには前年度と今年度の入館者ということで、かなり新型コロナウイルス感染症拡大に伴っての閉館等もあり、利用者が減ってきていると、そういう状況でございます。下にそれぞれあそぶっくの会の活動状況を記載してございます。

15ページです。社会体育、スポーツ活動につきましては、特に屋外の活動ということで、密にならないというようなことで、また地元に関わりの深いスキーについての教室ですとか講習会、体験会、そういったことを開催して、多くの子どもたちの参加をいただいているところでございます。それから、④番につきましては札幌冬季オリンピック、パラリンピック招致につきまして各種会議等がありますけれども、丸の、真ん中ほどに実際に現地視察に全日本スキー連盟、北海道スキー連盟、札幌スキー連盟等の役員の方が来て、会場を現地視察していているという、そういう状況でございます。それからまた、社会教育施設等における新型コロナウイルス感染防止対策として、特に手洗い等はあれですけれども、機器の導入として図書の消毒器、あるいは非接触型A I自動検温器の運用等を導入をしてございます。特に体育館のほうではQRコードの読み取りで入館者、誰が入館したかという、そういう記録等も取るような取組をしてございます。あとは、コロナ感染予防を踏まえて慎重に対策を進めるという状況でございます。

私のほうからは教育行政報告として以上となります。

○議長（猪狩一郎君） これで行政報告は終わりました。

この際、議事の都合により11時30分まで休憩します。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時30分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 令和3年度町政執行方針

○議長（猪狩一郎君） 日程第5、令和3年度町政執行方針の件を議題とします。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） 令和3年度第2回ニセコ町議会定例会に当たって、町政執行方針を申し上げさせていただきます。

町政執行方針1枚目をおめぐりいただきまして、令和3年度町政執行方針。

令和3年第2回ニセコ町議会定例会の開会に当たり、町政執行に関する所信と基本的な方針を明らかにするとともに、令和3年度における政策の大綱について、説明させていただきます。

町議会議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、現在においてもなお、新型コロナウイルスの感染拡大が、依然として終息を見ることなく長期化している状況にあります。町民の皆様様の疲弊感や不安の増大、子どもの教育環境の悪化など、私たちの暮らしを取り巻く環境は著しく低下しているものと思います。さらに、外出や移動の自粛などが繰り返されることによって、飲食業や宿泊業、観光関連事業者の皆様様の経済的な打撃は甚大となっているところでございます。

本町では、令和2年2月25日に「新型コロナウイルス感染拡大に伴う危機管理対策本部」を設置し、これまで17回の会議を開催し、感染予防対策などの取組を行ってきたところでございます。新年度におきましても、ワクチン接種の円滑な実施をはじめ、新型コロナウイルス感染対策に万全を期するよう努力していく所存です。町民の皆様におかれましても引き続き、感染予防の徹底をお願いいたしますとともに、ワクチン接種が円滑に進むようご協力をお願いいたします。

昨年の町政執行方針で、私たちを取り巻く今日の社会は、現在、3つの解決しなければならない大きな課題に直面していると申し上げさせていただきました。

1つ目は、これまでのお金最優先の社会から、経済は人間の幸せのためにあるという人間復権型の経済社会への転換で、今後は、「ニセコ町自治創生総合戦略」に基づく地域経済循環型の社会を推進するため、「共感」を基本とする「共感資本社会」への転換を目指していきたいということでした。

「共感資本社会」とは、共感という貨幣に換算できない価値を大切に育み、それを資本として活動していける社会のことで、お金に縛られている私たちの暮らしを、人間としての尊厳を持った社会に転換できないか。その具体的な一つの方策として、新たなコミュニティー地域ポイントの導入を検討できないかというものでした。この点については、新型コロナウイルス感染予防やこれらの経済対策のため、昨年度において具体化させることはできませんでした。新年度にあっては、まちづくりへの共感を消費に結びつけるような新たなポイント制度（新地域通過）の導入の可能性について検討を進めていきたいと考えております。

また、昨年から取組を進めてきた、森林資源の育成と地元木材の地域での活用など、地域の産物資源の活用による地域内循環の検討を本年度はさらに具体化していく所存です。加えて、コロナ後を見据え、SDGs推進の一方策である弱者を出さない「公正な貿易」思想に基づく、「フェアトレード」を新たに推進していきたいと考えております。

2つ目は、暮らしにおける経済的な格差拡大の問題です。本町では、この2年間、日本ユニセフが主催する「子どもにやさしいまちづくり検証事業」の5検証自治体、町田市、奈良市、富谷町、安平町、ニセコ町の5つであります。に選定され、子どもの権利がまちづくりに生かされていくようにとの実践に取り組んできたところでございます。今後は、この取組を生かし、有島武郎の遺訓「相互扶助」の理念が息づく町として、これまで実施してきた「こども医療費の無料化」をはじめとする、子どもが健やかに育つ生活水準の確保、子育てしやすい環境の拡充とともに、子どもの人権の普及や子どもの遊び場の確保など、子どもが主体的に活動できる環境の拡充などを進めていきたいと考えております。こうした子どもの視点からの具体的な取組を強化するため、本年4月に教育委員会に「こども未来課」を新設することとしています。「義務教育は、無償とする」という日本国憲法

の規定が、子育て中の家庭の暮らしに少しでも反映されるよう、引き続き教育における保護者負担の軽減に努めていきます。

3つ目は、急速に進行する「温室効果ガス」の排出による「地球温暖化」「気候変動」の課題です。本町では、温室効果ガス削減を目指す自治体首長が誓約する「世界気候エネルギー首長誓約」の日本版である「世界首長誓約日本」に、2018年（平成30年）8月に署名をしております。昨年7月には、町議会議員の皆様のご支援を得て「気候変動非常事態宣言」と「ゼロカーボン宣言」をさせていただきました。本年も「環境モデル都市アクションプラン」と「SDGs未来都市計画」を推進することにより、二酸化炭素排出量の抑制と環境負荷の低減に努めてまいります。特に国から認定された「SDGsモデル事業」を推進する母体の「株式会社ニセコまち」によるNISEKO生活モデル地区（SDGs街区）の整備は、本町のみならず全国に横展開できる「持続する社会を目指す最優先事業」として支援をしております。

また、町民の皆様のご理解とご協力の下、プラスチックへの依存を極力減少させる、「プラスチックフリー社会」の実現に向けて歩みを進めてまいります。

なお、これまで国に対して行ってきた「所有者不明土地」について、その所有権を希望する自治体に移管することを可能とする法整備、及び自治体が指定する水資源保全地区での開発を自治体が規制できる法制の樹立について、引き続き要請を行ってまいります。加えて、本町において急を要する水道の導水管、給水管の耐震管への切替え及び将来に持続しリスク軽減を図るための水道水源の確保について、国が進める国土強靱化政策の一環として支援制度の拡充もしくは創設を行うよう提言していく所存です。

本年3月で失効する「過疎地域自立促進特別措置法」につきましては、今国会で新過疎法が成立することとなっております。これまで多くの皆様のご尽力により、本町では、人口減少に歯止めがかかり、人口を増加に転ずることができました。しかしこのことにより、国の部会の中では、本町を過疎地域の指定から除外する制度設計での検討が進められていましたが、町議会議員の皆様をはじめ、国の関係者、北海道、関係機関各位の力強い要請活動により、引き続き過疎地域の指定を受けられることとなりました。ご支援をいただきました皆様に厚く感謝を申し上げます。今後とも、新過疎法の適正な利活用を図りながら、本町の生活環境基盤の向上を図っていく所存です。

また、一昨年から整備を進めてきました防災センター機能を持った新役場庁舎につきましては、本年5月6日からの使用を予定しております。町民の皆様や来訪される皆様が利用しやすく、愛される庁舎となるよう配慮してまいります。

本年11月1日に本町は真狩村から分村独立し、元町に戸長役場が設置されて以来、120年の節目の年を迎えます。新型コロナウイルス感染が依然として終息していない状況や大幅に税収などの歳入が落ち込んでいる財政事情を考慮し、各種の記念事業は大幅に縮減することとし、120周年記念式は簡素に開催させていただき予定としておりますので、ご理解くださいますようお願いを申し上げます。

本年4月からスタートする令和3年度においても、町民の皆様、町議会議員の皆様、そして自治のプロフェッショナルである役場職員の英知を結集し、「日本国憲法」と「ニセコ町まちづくり基

本条例」の理念を大切に、諸課題を先送りすることのないよう町政を前進させていく所存でございます。

続いて、重複する事項もありますが、予算執行の基本的な考え方について報告させていただきます。

I 予算執行の基本的考え方

初めに、予算執行の基本的な考え方について申し上げます。

令和3年度は、新型コロナウイルス予防のためのワクチンの円滑な接種及び経済疲弊対策を取り組むとともに、コロナ後も見据え、将来に向けて持続する社会づくりの基盤強化を念頭に、「ニセコ町総合計画」、「自治創生総合戦略」、「SDGs未来都市計画」、「環境モデル都市アクションプラン」など諸計画を実践するほか、『こども未来課』を新設し、「子育て支援の強化・拡充」を図るとともに、子どもの人権に配慮した「子どもに優しいまちづくり」を推進していきます。

また、「住宅不足の緩和」、「持続する社会形成」の基礎的な検討を進め、「水資源や緑地の保全、まちづくり」のための公共用地の確保にも配慮し、将来に持続し得る『環境創造都市ニセコ』の実現に向け、諸施策を進めることができるよう予算編成を行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、税収などの歳入が大きく減少していることから、歳出予算については、予算調整の都合上、大きく歳出予算を削減している事項も多岐にわたっておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

予算編成の基本的な方針として、予算規模の大きい投資的事業については、これまでと同様、投資的事業の緊急性、財政負担の優位性を勘案し、1つとして着手継続事業の確実な推進と完了、2つとして喫緊の課題である子育てと教育施設の整備、3つとして安心・安全を支える社会インフラの更新・整備と防災対策の拡充、4つとして暮らしやすさの向上と将来の持続的発展に向けた整備との優先順位をつけ、起債計画及び財政の状況を踏まえながら、中・長期的視点に立ち、重点的かつ計画的に事務事業を実施していくこととして、予算の編成を行っております。

本年度は、新庁舎の完成と開町120年を迎える記念の年となり、関係経費を予算計上しています。そのほか大きな事業として、「町道駅前西3号線歩道整備事業」を実施し、中央倉庫群利用者や近隣居住者の利便、交通安全の向上を目指します。また、SDGs街区に係る町道の実施設計、公営住宅のミスマッチ解消と子育て世帯に対する住宅確保のための実施設計の経費を予算計上しております。農業では、国営緊急農地再編整備事業が8年目を迎え、期成会による事業予算確保の要請活動を継続するとともに、国の制度を利用して、休耕により夏期に工事を実施する農業者の所得の減少を緩和するための支援を引き続き行います。

観光においては、新型コロナウイルス感染終息を見据え、観光需要の回復を進めつつ、国が進める外国人観光客の誘致拡大について取り組みます。

なお、新型コロナウイルス感染予防・経済対策等の経費については、補正予算により適宜対応していくこととしております。

このほか、主要政策の各般において、町の将来の在り方を見据えた予算執行に努め、財政の健全性を確保しつつ「ニセコ町の自治の力」がさらに高まるよう配慮していきます。

II 重点政策の展開

次に、重点となる6分野の政策展開について申し上げます。

1 コロナ禍に対応しつつ、持続する地域経済の確立へ

本町の豊かな自然環境を生かした内発的産業の育成に努め、農業・観光業・商工業の連携と地域に賦存するエネルギーの利活用並びに経済の域内循環を推進します。また、本町のまちづくりの理念を共有・共感できる企業・大学・研究機関などとの多様な連携により、地域経済の自律に向けて取組を進めます。

(1) 農業と畜産業の振興

近年、TPPをはじめとする国際貿易協定の締結により、日本の農業の行く末は、多くの不安要因を抱えています。また、地球温暖化などの影響による気象状況の変化や、国内での自然災害が続いている状況は、営農環境に少しずつ影響を及ぼしています。加えて、昨年来の新型コロナウイルスの感染に起因した、中食産業、外食産業の需要が低迷していることにより、生産物の販売先、販売手法の変化など、これらの変動に対応することが喫緊の課題となっています。このように日本の農業全体が諸外国との貿易や気象条件、生活環境の変化などに翻弄されており、今後、農業経営体の体質改善だけでなく、気候変動に適応した農業への転換が迫られているところです。

昨年閣議決定した新たな「食料・農業・農村基本計画」において、「①食料の安定供給の確保、②農業の持続的な発展、③農村の振興」の3つを国が目指す姿としています。本町においても、国の制度を最大限活用しつつ、農業の経営環境の整備や経営の体質強化など、農業者が将来ビジョンを主体的に描くことができるよう配意し、ニセコ町を支える基幹産業としての継続的な支援をしていきます。

本町の農業の特徴である規模や取組の多様性、基幹作物のみならず多品目生産の技術力を生かし、かつ、一大消費地でもある観光リゾート地を有している強みを生かした農業の経営や、多様な販路の確保対策にも支援をしていきます。

さらに、土作りを基礎とした、しっかりとした輪作体系の確立と、天候不順などの経営リスクが分散できるような、計画的な営農も重要であることから、関係機関と連携、協力しながら、本町に適した農業生産の在り方を模索していきたいと考えております。

また、観光産業の需要増加による賃金上昇の影響などにより、農業分野の人材不足が顕著となってきたため、北海道をはじめ農業関係機関との連携を図り、対応策の検討を進めていきます。

農業基盤については、国営緊急農地再編整備事業の円滑な推進を継続するとともに、引き続き優良農地の保全に努め、環境に調和した安全で安心な「クリーン農業」の推進、担い手の育成、六次産業化の推進など、農家所得の向上に向けた取組を進めます。また、多様性のある持続可能な農業を進めるため、イエスクリーン米栽培支援制度の継続とともに、完熟堆肥の助成や緑肥作物の奨励、観光と連携した地場産品の地域ブランド化対策、六次産業化支援、新たな栽培技術の導入支援などの対策を講じていきます。

(2) 観光の振興

本町での令和元年度の入り込み客数は、175万人、延べ宿泊数は47万人泊で、このうち訪日外国人

客数は10万人、延べ宿泊数は16万人泊でしたが、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、国内外の観光客が大幅に減少する見込みとなっています。

昨年4月末の緊急事態宣言の発出で国内外の移動が厳しくなり、多くの宿泊キャンセルなどが発生しております。このことにより、観光事業そのものが危機的な打撃を受ける結果となり、宿泊事業者をはじめ、飲食業、スキー場やアウトドア事業者など、観光関連事業者の方々に多大な損失を及ぼす結果となっています。その後、GO TOキャンペーンなどにより、一時的に回復傾向が見られましたが、11月頃から新型コロナウイルス感染拡大が続き、GO TOキャンペーンやどうみん割等の停止、さらには、再び首都圏を中心とした緊急事態宣言が出され、極めて深刻なダメージを受ける結果となりました。今シーズンは、冬の入り込みを支えてきた海外からの観光客は、ほぼ皆無の状況となっております。

今後は、国内外の情勢や新型コロナウイルス感染の終息状況を見据えながら、引き続き感染予防などの啓発に努め、町内観光関連事業者や関係団体、各事業所と連携し、地域の安全情報の発信に努めます。

また、本町は昨年、グローバルサステナブルツーリズム協会、GSTCと通称呼ばれていますが、ここから世界標準での観光版SDGsと称される「グローバル・トップ100」に、京都市などとともに選定される栄誉を得ました。今後、持続可能な国際観光リゾート地として、毎年評価レベルの向上を求められることとなります。本年は、持続可能な観光地づくり、環境モデル都市づくりのための財源確保として、宿泊税の導入に向けて調整を行う年として、観光振興ビジョンの策定と併せて取りまとめていきたいと考えております。

また、倶知安町、蘭越町と共に広域で取り組んでいる「ニセコ観光圏」についても、地域内交通の将来像、エリア内事業の推進体制、温泉地の活用など、多くの課題を連携して解決する場として、取組を進めていきます。

今年度は、昨年中止となった「ツールド北海道」や「全国フットパスの集い2021 in ニセコ」の開催など、大きなイベントが開催される予定となっており、そのほかニセコハロウィンイベントの支援など、引き続き観光の振興を図ってまいります。また、感染防止に配慮しつつ、本町の重要観光資源である温泉の活用促進や、自転車を活用した夏期の魅力アップについても、ニセコ地域や羊蹄山麓の関係町村と連携しながら取組を進めます。

観光客が安心できるスノーリゾート地づくりにおいては、安全対策が重要であり、雪崩事故防止対策である「ニセコルール」の運用を各スキー場や防災科学技術研究所などの関係機関と連携して実施してきております。今シーズンからは、ビーコン、これは無線標識のことではありますが、やヘルメットの装着を強く勧め、冬山の安全対策に積極的に取り組んでいるところであり、ニセコルールが今後とも持続発展するよう倶知安町と共に支援を強化していきます。

道の駅ニセコビュープラザの改修については、本年度より基本計画の策定に着手します。また、綺羅乃湯、ニセコ町五色温泉インフォメーションセンターなどの観光関連施設の適正管理、運営の充実に努めます。

(3) 商工業の振興と労働対策

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、地域経済が低迷し、特に商工業事業者への影響は計り知れないものがあります。雇用の維持が難しくなっている状況も見受けられます。町ではこれらの厳しい状況も踏まえ、雇用維持に向けた支援や、U・Iターンなどの移住促進政策を、国などの関係機関と連携しながら進めます。

また、商工会、国や金融機関などと連携した「ビジネスセミナー」の開催や起業相談窓口の運用などの小規模起業を継続して推進し、多様な事業者の育成により地域の活力の向上を図るとともに、企業誘致活動を積極的に推進し、地域内で不足するサービスの確保や域内経済基盤の拡充を目指します。さらに、中小企業振興条例、これは仮の名称ではありますが、を制定し、持続的な事業者支援を推進していきます。

引き続き、綺羅カード会が実施する「キッズカード事業」への支援を行うなど、地域商店と消費者、観光事業者との接点を増やし地域内での消費拡大に努めていきます。

さらに、不当な勧誘等によって町民の皆様が苦しむことがないように、消費者行政活性化基金を活用し、ニセコ町を含む近隣7町村で「ようてい地域消費生活相談窓口」を設置しているところがございます。この相談窓口が、消費者が抱える個別具体の案件を解決することに大きな効果を発揮しており、引き続き関係町村と連携して、消費相談窓口の一層の相談活動の拡充とPR、意識啓発活動の拡充を図ります。

○議長（猪狩一郎君） 執行方針を中止してください。

この際、議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 0時58分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） それでは、説明を続けさせていただきます。

2 誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちづくり

8ページ目であります。町民の皆様が、相互に助け合い、健康で心豊かに生活できる社会をつくるため、保健、医療、福祉、子育て、教育の諸課題を総合的に勘案しながら、安心して暮らすことができるよう取組を進めます。

（1）子育て支援

子育て環境の整備では、令和2年度からの5年間を計画期間とする「第2期ニセコ町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、次代を担う子どもたちと、子育てをする家庭が、安心して遊び子育てができる環境づくりに努めてまいります。

本年度も、ゴールデンウィークと年末年始の子どもへの休日預かりに対応するため、町内の子育て支援NPOと協力し、「長期休日子ども預かり事業」を実施します。また、ニセコ町が加盟する全国組織「子どもの未来を応援する首長連合」と連携し、子育て支援や子どもの貧困対策に係る制度

の拡充について、国に対しての提言活動を行っていきます。

子どもの健やかな成長を願い実施している「18歳までの子どもの医療費の無料化」については、本年8月からは所得制限を撤廃し、対象者を拡大して実施する予定としています。また、ニセコ子ども館での学童保育事業については、本年度から低学年希望者が定員を下回った場合に、小学6年生までの受入れを可能とする変更をしております。

健康診断では、新生児の聴覚異常の早期発見と早期治療につなげる「新生児聴覚検査」の助成を引き続き実施するほか、妊婦や乳幼児の健康診査、新生児訪問指導と保健指導などの母子保健、不妊・不育症治療の助成及び産婦人科医師の確保対策を継続します。また、助産師による訪問産後ケア事業について、本年度は2回の訪問を3回に増やし、産後ケアの拡充を進めます。

インフルエンザなどの任意予防接種の全額公費負担、5歳児健診の継続など、子どもの健康づくりの推進と保護者の経済的負担の軽減のほか、未熟児や障がい児の医療費給付事業を継続して実施します。

(2) 高齢者、障がい者の福祉

高齢者や身体などに障がいをお持ちの方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう令和3年度から始まる「後志広域連合第8期介護保険事業計画」や「第8期ニセコ町高齢者保健福祉計画」に基づき、高齢者福祉の充実を図っていきます。

ニセコ福祉会が運営する特別養護老人ホーム「ニセコハイツ」及び「デイサービスセンター」では、施設や設備の老朽化が進んでおり、本年度は施設の高圧感電等防止改修工事について支援をします。また、認知症の高齢者が安心して暮らせる場として開所している「グループホーム・きらり」への支援並びに、介護サービス計画の作成を行う「居宅介護支援事業所」へ運営費などの一部補助を行います。

介護予防に関する中心的な調整等の役割を担う「地域包括支援センター」では、関係機関と連携を図りながら課題を抱える高齢者への支援を行うとともに、健康維持のための各種予防事業を実施します。また本町では、近年増加する認知症患者の対応として「認知症初期集中支援チーム」を設置しており、認知症専門医の指導の下、認知症の方やその家族の方々へ初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

地域活動支援センター「ニセコ生活の家」は、障がいをお持ちで日中生活が困難な方をサポートするための中核的な役割を担う施設であり、地域の支えやコミュニティーによる「地域生活支援事業」が円滑に進むよう、福祉関係者との連携や調整を行うとともに、施設運営費の一部について支援を行います。

平成30年度を始期とする「ニセコ町第3次障がい者基本計画」と、令和3年度から始まる「ニセコ町第6期障がい福祉計画」に基づき、障がい者福祉サービスの提供、福祉関係団体の連携による相談支援、地域生活支援事業の充実に努めていきます。

ニセコ町社会福祉協議会においては、地域福祉の増進、高齢者福祉サービスの提供など、本町福祉の中核組織として重要な活動を担っていただいています。加えて、成年後見に係る「ニセコ町生活サポートセンター」を開設し、増加傾向にある認知症の方の成年後見相談業務を実施しており、

後見業務を適切に行うため「市民後見人」の養成活動に対して支援をします。

このほか、一定の障がいのある65歳以上の方と75歳以上の方の特定健康診査の無料化を継続するほか、介護保険制度などに基づく住宅改修費の助成、重度障がい者の方へのタクシー利用扶助、除雪支援事業などを実施します。

(3) 健康づくり

ニセコ町では「第2次健康づくり計画」に沿って、高齢者や日常の食生活と運動など、生活習慣病の予防に向けて事業を実施してきました。また、この計画は令和3年度で終了することから、本年度は「第3次健康づくり計画」の策定に着手します。

予防接種については、これまで行ってきた事業を引き続き実施するほか、新型コロナウイルスワクチン接種についても準備を進めます。

生活習慣病予防では、健康的な食習慣を身につける「栄養料理教室」や「離乳食教室」を開催します。また、日頃の生活習慣病予防指導のほか、各種検診事業の実施、健康運動教室を開催し健康づくりに取り組んでいきます。

このほか、町民の皆様のご協力を得て実施している「エキノコックス駆除対策」を継続して行います。

(4) 国民健康保険事業、医療制度

本町では、健康づくりや各種健診への受診、健康相談や訪問指導などを細やかに実施し医療費の抑制に努めておりますが、高度医療などで医療費は増加傾向にあり、75歳以上の後期高齢者の医療費についても同様の傾向にあります。

国民健康保険では、全道の医療費推計などを基に、北海道が本町で必要とされる国民健康保険税の額を示し、ニセコ町で「保険税率」を決定しております。令和3年度につきましては、コロナ禍で暮らしの環境が厳しい状況も踏まえ、税率を据え置くこととしております。

そのほか、各種保健事業の実施、国民健康保険加入者の簡易一日人間ドック、倶知安厚生病院での人間ドック受診勧奨や後志広域連合でのレセプト点検、ジェネリック医薬品を利用した場合の差額通知の実施、健康診断未受診者への受診勧誘通知などを実施し、医療費支出の抑制と適正化に努めてまいります。

また、国から交付される保険者努力支援交付金については、健康診断の受診率などに応じて交付金が決定されるため、「受診率を上げる」ことが本町にとって喫緊の重要課題となっております。健康維持や早期発見・早期治療の観点からも、極力健康診断を受診くださいますよう切にお願いをいたします。

(5) 地域医療の確保

地域医療や救急医療の確保、医師の労働環境の改善、さらには倶知安厚生病院の精神医療などの赤字を補填するため、病院所在地である倶知安町を中心に羊蹄山麓町村と共に、運営費等の支援を引き続き行います。

倶知安厚生病院の改築整備については、令和3年度から工事に着手する予定で、これに伴う整備費用に係る負担金を新たに予算計上しております。また、令和3年1月15日には北海道厚生農業組

合連合会と羊蹄山麓・岩宇・南後志地区の14町村で構成する「倶知安厚生病院第2期整備推進協議会」を設立し、病院の改築費について14町村で負担することで協議が行われております。

町民のホームドクターとして重要な役割を担っているニセコ医院については、平成25年度に導入したCT及びエックス線装置に係る保守点検費用の一部を協定に基づき昨年度同様に支援します。

3 環境に優しいニセコの創造

豊かな自然や景観が、私たちの暮らしと経済基盤を支えている本町にとって、自然と調和した、持続可能な社会を築くことが、本町の価値をさらに高め、自律したまちづくりにつながっていくものと考えています。近年、世界規模で環境の危機が進行しており、気候変動対策は喫緊の課題となっております。

昨年7月には、議会の皆様にご賛同いただき、「ニセコ町気候非常事態宣言」を行い、2050年には温室効果ガスなどの排出について、これまで86%削減としていた目標に加え、排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン」を目指すとともに、今後は、気候変動の「緩和」と「適応」を両輪とする取組を推進していくこととしています。

本町は、農業と観光を主産業とするリゾート地として、脱炭素社会を目指す自治体としての世界の先駆けとなるべき気概を持ち、気候変動対策と地域経済循環の両立を目指してまいります。

そのために、エネルギーや地域経済の内部循環率を高め、環境・経済・社会が相乗効果を生む、「SDGs」の視点を基本として、「第2期ニセコ町自治創生総合戦略」「第2次ニセコ町環境モデル都市アクションプラン」「SDGs未来都市計画」に基づく各種の取組を推進します。

また、気候変動に伴うゼロカーボンへの取組は、本町だけの課題ではありません。まずは羊蹄山麓町村長会議や後志町村会の活動を通してこの取組への理解の裾野を広げ、共感の輪が波及するよう行動していきます。

(1) 自然環境の保全と環境対策

ニセコ町の美しい自然環境を大切にしつつ、自然に調和した暮らしを維持するため、第2次ニセコ町環境基本計画、ニセコ町地球温暖化対策実行計画などに基づき、「環境創造都市ニセコ」の実現に向けた取組を進めます。

本町では、ニセコアンヌプリ山麓周辺などを中心に観光関連施設の建設計画が進行しています。これら開発が環境と調和し、本町のまちづくりに資するものとなるよう、国定公園法や準都市計画、景観条例、地下水保全条例などの制度を運用し、「秩序ある開発」が進むよう取り組みます。

廃棄物対策について羊蹄山麓7町村では、可燃ごみの固形燃料化処理を倶知安町の民間事業者へ業務委託をしております。昨年度は新型コロナウイルスの影響による入り込み客の減少に伴いごみ量が減少中ですが、観光客の増加に伴ってごみ量が増加する傾向にこれまでであることから、令和2年度からごみの減量化と分別排出の徹底を図るため、「ごみ分別アプリサービス」を運用しています。引き続き、分別排出の周知を小まめに図るとともに、使用済み小型家電の収集も引き続き実施します。

し尿処理については、羊蹄山麓環境衛生組合羊蹄衛生センターにおいて処理をしていますが、現在の施設は築50年が過ぎ、施設の損傷が激しいことから、組合議会及び同組合の町村長会議におい

て現在、令和10年に新施設を稼働する方向で検討を行っております。

(2) 自立型省資源社会への転換

国から認定を受けている「環境モデル都市」として、地球温暖化防止をはじめ、環境負荷の低減、再生可能エネルギーの利用を促進し、脱炭素社会を目指します。

本年度は、期間を5年間とする「第2次環境モデル都市アクションプラン」の3年度目を迎え、町民の皆様や各事業所、関係機関との連携を図り環境・経済・社会に相乗効果を生むよう取組を前進させていきます。

特に、気候変動の緩和、つまり温室効果ガスの排出抑制を着実に進めるため3つの条例群を今年度に制定し運用することとしております。

1つ目は、「再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例」、2つ目は、「自転車の適切な利用を促進する条例」、3つ目は、「気候変動対策推進条例」の制定です。これら、条例の制定と併せて、環境基本条例についても必要な見直しを行います。

一方でゼロカーボンを達成したとしても、なお避けることのできない気候変動の影響に適応していくことが必要となっています。将来予測される影響や、町として適応の基本的方針を定めた「ニセコ町気候変動適応方針」を運用してまいります。

また、SDGsの理念に即した街区整備を行う「NISEKO生活・モデル地区構築事業（SDGs街区事業）」を本年度事業の最優先事業に位置づけ、事業を主体的に行う「株式会社ニセコまち」と緊密に連携し、将来にわたり環境に優しく持続可能なまちづくりのモデルとなるよう取組を進めます。

(3) 林業の振興

林業振興は、本町の循環型社会づくりやゼロカーボンを実行する上で、大変重要な政策であり、ニセコ町森林計画やその他森林振興施策との調整を図り、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養など森林の持つ多面的機能が発揮されるよう取組を進めます。国等の補助制度を活用した民有林の整備促進と将来を見据えた町有林の経営管理に努めます。

また、森林環境譲与税の導入を機会に、平成31年度から木材などの域内調達率向上へ向けた基礎調査として、町内の木材を活用する方策、木材加工・調達の仕組みや可能性について、またこれら取組の方向性を示す「森林ビジョン」の策定を進めてきました。本年度は、これらの成果を基に、町内林業家などから成る新たな林業組織を立ち上げ、小規模ながらも木材の域内循環がスタートできるよう準備を進めます。

4 豊かな心と個性ある文化を育む

教育委員会や関係機関との連携を密にしながら、子どもが健やかに成長できる教育環境づくりと多様な文化・スポーツ活動が、町民の皆様の主体的な行動によって展開されるよう支援に努めます。

(1) 教育環境の充実

教育については、「第5次町総合計画」や「ニセコ町教育大綱」、「町教育振興基本計画（後期施策）」に沿って、教育委員会が取り組む事業を支援していきます。なお、ニセコ高校については、入学者の定員割れの状況が続いている近年の状況から、総合教育会議において、抜本的な改革協議

の必要性についての提言をしているところです。本年、教育委員会委員の皆様との協議を継続し、抜本的な改革も含めた将来像についての検討を重ねていきたいと考えています。

(2) 文化とスポーツの振興

誰もが気軽に文化活動への参加やスポーツに親しむことができるよう、令和2年度からスタートした「第7期社会教育中期計画」に沿って、社会教育、社会体育の諸事業を支援していきます。また、「冬季北海道札幌オリンピック・パラリンピック」招致活動については、北海道並びに札幌市の要請に基づいて引き続き協力をしていきます。

(3) コミュニティ活動と国際交流の推進

コミュニティ活動の中核施設であるニセコ町民センターや中央倉庫群の利便性の向上に努めるとともに、様々なイベントや会議に、より一層活用されるよう取り組みます。特に中央倉庫群にあつては、子どもや子育て世代の利用をはじめ、多くの皆様が気軽に懇談や交流、そして安らぐことができる「居場所」として愛される施設となるよう環境整備を進めます。

集落再編により整備した地域コミュニティセンターについては、指定管理者の施設維持に係る経費を軽減するため、令和2年度より駐車場の除雪を町が行っているほか、新電力会社のご支援による電気料の軽減策を本年も実施する予定です。また、昨年完成した西富地区町民センターについては、西富地区周辺地区におけるコミュニティ活動や防災時の拠点としての利用のほか、広域的な会議やイベントにも幅広く利用されるようPRを行います。

本町の国際交流については、国際交流員の活躍により、気軽に楽しい交流が数多く行われてまいりましたが、令和2年度は、コロナ禍により、多くの催しを中止せざるを得ませんでした。本年度は、感染の動向に留意しながら、国際交流が促進されるよう、各種の活動を支援していきます。

5 安全で安心な暮らしを支える

町民や来町される皆さんが、安心して暮らし、過ごすことができるよう、防災対策の充実強化、生活基盤や社会基盤の総合的な整備に引き続き取り組みます。

(1) 防災・危機管理対策

近年、地震や自然災害が頻発し、全国各地で甚大な被害が発生しています。本町においても「ニセコ町地域防災計画」「町強靱化地域計画」「町事業継続計画」、BCP計画とも言われております、に基づき、自治体としての危機管理水準を確保しつつ、防災関連備品の整備をはじめとする防災、減災対応機能の向上を図っていきます。また、本年も引き続きコロナ禍の状況に配慮しつつ、防災訓練の実施や自治会の協力を得て自主防災組織づくりへの取組を進めます。

原子力防災対策については、「ニセコ町地域防災計画・原子力防災計画編」に基づき、国や北海道及び関係自治体などと緊密に連携し、対応するとともに、引き続き町民皆さんへの情報の提供に努めます。

また、基本設計・実施設計・建設工事と4か年の歳月をかけて、防災センター機能を有する新役場庁舎の完成に至ることができました。災害時には、防災対策の拠点として、町民の皆様への安心・安全な暮らしに貢献するとともに、町民の皆様が気軽に利用することができる親しみやすい庁舎となるよう配慮していきます。

消防業務については、羊蹄山ろく消防組合と連携を図りながら消防力の強化に引き続き努めるとともに、消防組合の「消防力整備10年プラン」に配意しつつ、ニセコ支署消防庁舎の耐震調査を実施します。

(2) 情報基盤の充実

様々な情報基盤が登場する昨今にあっても、コミュニティFM「ラジオニセコ」は災害時における情報提供の手段として、大変大きな役割を果たしております。また、平常時は行政情報をはじめ、町内の各種団体、観光イベント、ニセコルールにおける雪崩事故防止情報など、町民の皆様の生活や観光客の皆様のニーズに根差した様々な情報発信を行っており、地域にとって欠かせない情報源として、その信頼は年々高まりを見せています。

ラジオ局を通じて人と人とのネットワークが誕生し、「ラジオ劇団」が活躍するなど、多様なコミュニティ活動が着実に広がりを見せ、まちづくりに果たしてきた役割は多大なものがあります。今後さらなる機能の向上を期するため、社員研修や放送設備更新などに対しても支援をしていきます。

また、ラジオの難視聴地域の解消策調査を引き続き実施するとともに、広域での聴取意向も寄せられていることから、今後、関係機関や関係自治体とも協議を進めていく所存です。現在使用しているラジオは、耐用年数を過ぎており故障も顕著となっていることから、本年度に新機種への切替えを行い、防災機能のさらなる向上を図っていきます。

長年の懸案でありました町が保有する光ファイバー網につきましては、通信施設のうち、平成15年度から平成16年度に整備した「第1期光ファイバー工事分」については令和2年度に第1種通信事業者、NTTさんであります。に移管をすることができました。

本年度は、平成22年度に整備した「第2期工事分」について移管をすることとしており、これによって本町における光ファイバーの移管は全て完了することとなります。

(3) 住環境の整備と定住促進

本町の慢性的住宅不足を緩和する一助として、また、建物の省エネルギーを促進するため、民間賃貸住宅に対する建設費の補助、省エネ住宅改修や耐震改修への補助、公営住宅の長寿命化などに取り組み、住環境の整備に努めてきました。本年度は、高齢者向け住宅と子育て世帯への住宅を供給するため、新たな町営住宅を整備する実施設計を行います。そのほか、国の補助制度を活用し、綺羅団地の長寿命化型改善工事を実施します。

また、これまで本町では、新たな宅地造成を町土地開発公社が担ってきましたが、今後についてはその機能を株式会社ニセコまちに移管をし、民間活力の導入により、持続する豊かな暮らしを創造するSDGs未来都市づくりを官民協力して推進していく所存です。町としても、地域経済循環型の社会をつくる中核組織として株式会社ニセコまちを位置づけ、継続的に支援をしてまいります。

さらに、本町の地域課題の解決と活性化、定住の促進のため、地域おこし協力隊の採用を継続し、自治創生の各種事業を推進する担い手の確保を図ります。なお、地域おこし協力隊の活動拠点として活用している中央倉庫群については、指定管理者の協力により、テレワーク機能の充実や交流拠点、移住・定住の相談窓口としての機能の充実を図ってきたところであり、引き続きその活動の自

主自律性を高めてまいります。

(4) 道路交通網の整備

町道の整備は、「駅前西3号線歩道整備工事」に着手し、早期の完成を目指します。橋梁では「南西通ニセコイトウ橋」の補修工事を行います。また、役場庁舎の完成に伴い、「役場前通歩道整備」の実施設計を行います。

このほか、道路側溝やガードケーブルなどの補修を進めるとともに、冬期間の除雪について、町民の皆様の協力を得ながら、冬道の安全管理に努めてまいります。

(5) 地域交通の確保

にこっとBUSを含めた町内の交通手段最適化のため、平成31年度から3年間、交通手段最適化のための調査・実証試験を行っております。本年度は、自家用車を活用した住民相互の相乗りによる助け合い交通システムの実証試験の拡充、デマンドバスの混雑緩和と既存冬季周遊バスを統合した「ニセコ周遊バス」の運行試験の最終年となり、今後の継続運行の在り方について検討してまいります。

(6) 空き家対策

本町では、空き家等対策推進に関する特別措置法に基づき、「ニセコ町空き家等対策計画」を策定しています。今後、高齢化が進み空き家などが放置され、管理不全となる建物が増加することが予想されることから、別荘空き家の利活用など、ニセコ不動産協会と連携して建物の適正な管理を推進します。

(7) 上下水道

水道事業は、令和2年度から本格的に水道管路施設の更新事業を進め、施設の老朽化対策を行っています。近年、市街地区、元町地区における水量・水圧が使用限界に近づいていること、さらには防災対策上、配水池から市街地に至る主要給水管を耐震管に切り替える必要があることから、新たな水源地の確保とともに早急に調査を実施することとしており、財源及び計画のめどがついた場合は、補正予算によって対応したいと考えております。

下水道事業については、施設の適切な更新と維持管理を行うため、下水道事業ストックマネジメント計画を令和2年度に策定しています。今後、この計画に基づき、国の補助による施設の計画的な更新を進めていきます。

なお、現在特別会計で行っている簡易水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業については、国より令和5年度までに特別会計から公営企業会計へ移行することが求められており、今年度から公営企業会計の移行に向けて事務作業に着手をいたします。

6 未来を見据えた行財政の基盤づくり

ニセコ町総合計画、自治創生総合戦略及びSDGs未来都市計画や環境モデル都市第2次アクションプランを推進するとともに、町が保有する行政財産・資源の有効活用を図り、効率的で効果的な行財政運営に努めます。

(1) 総合計画によるまちづくりと行財政運営

12年間の計画期間とする「第5次ニセコ町総合計画」は、人口減少対策である自治創生総合戦略

や環境・経済・社会の調和を目的とするSDGs未来都市計画及び国土強靱化計画の視点を加え、昨年度に見直しを行っていますが、計画終了の令和5年度まで、残り3年となっています。本年度も総合計画に掲げる「環境創造都市ニセコ」を目指して各種の事業を遂行してまいります。

限られた財源の中で効率的かつ効果的に事業を進めていくためには、住民自治の視点から事務事業や財政の見える化を絶えず行い、整理・再構築していく必要があります。今後も引き続き、各種の事務事業の検証を行いながら、長期的な視点に立ち将来のまちづくりを展望した行財政運営を進めていきます。

さらに、自主財源の確保も極めて重要な課題であり、新たな「目的税」である宿泊税については、新型コロナウイルス感染症対策のため該当事業経営者の皆様との協議を中断しておりましたが、今年度においては協議を進め制度設計を取りまとめたいと考えております。

ふるさとづくり寄附制度については、自治創生総合戦略に掲げた関係人口の拡大という視点から、「ふるさと住民票」の活用をさらに広く図るとともに、寄附者の思いが地域とつながり魅力あるまちづくりへと展開できるよう、情報の発信と交流に努めます。

(2) 自治創生の推進

ニセコ町の人口は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく人口減少対策の一環として策定した「第2期ニセコ町自治創生総合戦略」において想定した人口数をおおむね確保しつつ、微増状態で推移しております。しかし、本町においてもコロナ禍にあつて、転出入の状況は例年と異なる傾向を示しています。町民の皆様と役場、関係機関、事業者、そして町内に定住していないがニセコ町との関わりを有する関係人口など、様々な地域の担い手が多様な活動をすることによって地域の活力は生まれるものと思います。自治創生総合戦略は、地域経済の好循環を達成するための戦略としての位置づけを併せ持つものであることから、日本全体の人口が減少へ転じるが見込まれる中にあつても、引き続き、まちづくりに取り組んでまいります。

また、企業版ふるさと納税の活用も図り、事業財源の確保と多様な担い手の参加、ネットワークの拡大に努め、パートナーシップを大切にしたまちづくりを進めていきます。

(3) 計画的な公共施設管理

各公共施設の維持管理に関しては、平成28年に策定した「公共施設等総合管理計画」を本年度に見直しを行います。今後も公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、引き続き計画的な維持補修、類似施設の統廃合、長寿命化、施設管理の見直しや廃止の検討など、適切なマネジメントの実施に努めます。また、町が保有する資産については、売却や貸付け等の有効活用を検討し、町の財政の健全性の保持に努めます。施設の整備に当たっては、「ライフサイクルコスト」を重視し、施設のコンパクト化や統合なども含め、国の諸支援制度を最大限活用しつつ、将来を見据えて社会基盤の整備を進めていきます。

(4) 広域行政の推進

広域行政については、税の滞納整理、国民健康保険、介護保険、行政不服審査会に関する事務の実施をしている後志広域連合の機能がより発揮されるよう検討を進めていきます。

羊蹄山ろく消防組合や羊蹄山麓環境衛生組合の共通経費の負担が増加している現状から、構成町

村と協議しながら負担の拡大が恒常化しないよう協議を進めます。また、本部機能の向上のための通信機器の整備に関して、本年から負担をしていく予定としております。

以上、令和3年度の町政執行に関する基本的な方針を申し上げましたが、本年度もこれまで同様、私の基本姿勢である「公正、スピード、思いやり」の行動原則を柱に、次代を担う子どもたちへの投資、子育てしやすい環境の拡充を図り、「1つ、資源の循環、2つ目としてエネルギーの循環、3つ目として地域経済の循環」という、ニセコ町が将来にわたって自律していくための3つの循環による「子どもの笑顔が輝く元気なニセコ」づくりに努めてまいります。

終わりに、町議会並びに町民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げ、令和3年度の町政執行方針とさせていただきます。

なお、事業の詳細につきましては、次ページ以降に添付の「Ⅲ 政策分野別の事業詳細」を御覧いただきますようお願い申し上げます。

以上で令和3年度の町政執行方針を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって令和3年度町政執行方針の説明を終わります。

◎日程第6 令和3年度教育行政執行方針

○議長（猪狩一郎君） 日程第6、令和3年度教育行政執行方針の件を議題とします。

これを許します。

教育長、片岡辰三君。

○教育長（片岡辰三君） 令和3年度教育行政執行方針。

ニセコ町教育委員会教育長、片岡辰三。

それでは、令和3年度ニセコ町教育行政執行方針について、第2回定例会の開会に当たり、教育行政の執行方針についてご説明いたします。

社会の在り方が劇的に変わる「society5.0時代」の到来、また、新型コロナウイルス感染症の拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」において、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越えて、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の作り手となることができるようにすることが重要な教育課題となっております。

新学習指導要領が小学校において2020年度から、中学校においては2021年度から本格実施され、また、高等学校においては2022年度から年次進行で実施されます。本指導要領においては「社会に開かれた教育課程」を重視し、生きる力を育むため「何のために学ぶのか」という学習意義を共有しながら「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善と、組織的・計画的な教育活動の質を向上させるため「カリキュラム・マネジメント」の確立が求められています。

本町では「ニセコ町教育大綱」「ニセコ町教育振興基本計画」の理念及び具体的施策に基づき、学校・家庭・地域・行政が連携を図る中、子どもたちの「生きる力」の育成を目指し、教育のさらなる充実に取り組んでまいります。

その推進の重点として「ニセコスタイルの教育」の充実を図り、コミュニティ・スクールの活動

と一体化を図りながら地域教育資源を有効活用し、地域全体で子どもたちの英語力向上や豊かな学びの体験機会などの拡充に取り組みます。

また「学校における働き方改革」を踏まえ、国の「GIGAスクール構想」を実現するため、教師のICT活用指導力を向上させる支援体制を整え、学校内外で教育の質を高められる環境づくりを進めます。

以下、令和3年度の主な施策について申し上げます。

I 豊かな心と健やかな体の育成

(1) 子育て支援の推進

乳幼児期の育ちは、家庭を基盤としながら、成長に応じた子どもたち同士の関わりや様々な人たちとの交流を通して培われていきます。この時期に、親子がしっかりと向き合い、豊かな子育てができるよう、本センターは地域子育て支援センターとして、交流の場や子育てについての情報提供、保健師や栄養士による相談、助言などの取組を充実させ、子どもの健やかな育ちを支援していきます。

また、一時保育や休日保育、子育てに役立つ講座や保護者がリフレッシュできる講座等内容を充実し、来訪しやすい環境づくりや、親子が気軽に集い、楽しく、安心して子育てができる場の提供を進めます。

幼児教育・保育、子育て支援の充実を図るため、子育て中の家庭支援、学童保育、放課後子ども教室、幼児センターの運営など、子育て施策を一元的に対応する体制を整備します。

(2) 幼児教育・保育の推進

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。幼児教育及び保育の両面を担う幼児センターでは、遊びや生活を通して、たくさんの学びや発達を促していけるよう、運動機能や情緒的・知的な面、社会性などを育てていきます。また、戸外や自然の中で伸び伸びと遊べる場や環境を大切にされた保育、家庭・地域との連携を図るコミュニティ・スクールの取組のほか、継続して外部講師による職員の資質能力の向上を目指した園内研修を継続的に実施し、教育及び保育の一層の充実に努めます。

また、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を大切に、子どもの発達や小学校への接続、中学・高校、大学等との連携や交流の推進、充実に努め、子ども同士、教職員同士の交流を進めます。

(3) 人権・健康教育の推進

学齢期における子どもの豊かな心や人間性の育成に努めます。有島武郎が残した相互扶助理念の定着のほか、平和で民主的な社会や人権、多様性を尊重し、他者を思いやる心を育てる取組を進めます。

小、中学校では道徳教育及び健康教育の充実に努めます。また、学校保健体制の充実や栄養教諭による食育指導、運動部活動への支援などとともに、法令に基づく児童生徒の健康診断を行います。

(4) 学校給食の推進

学校給食については、地域の食料生産や食文化等に対する理解を深めるため、地場産品を活用した給食の提供に努めるとともに、施設や配送の衛生管理に留意するなど、安全で安心な給食運営に

努めます。また、学校給食を通じて望ましい食習慣や生活習慣の定着、食の大切さに対する心を育てる食育指導を進めます。

給食費については、食材価格は値上がりの傾向ですが、保護者の負担軽減を考慮し、献立の工夫や生産者、納入事業者などとの連携を図り、本年度も第3子以降の免除制度や公費負担による値上げ抑制を引き続き行います。

また、今後の児童生徒数や学級数の増加に対応するため、給食センターの設備等の充実を計画的に行っていきます。アレルギー対応については、保護者や児童生徒、学校と連携をして、個別に対応していくとともに、今後のアレルギー対応に係る検討を進めます。

2 生活習慣と社会性の育成

(1) 家庭教育支援の推進

子どもの健やかな成長には、家庭内の教育力向上と融和が不可欠です。

家庭と学校の連携による家庭教育学級などを通して、子育てに不安や悩みを抱える保護者間の共通理解を深め、明るく楽しい家庭生活を送るための取組に対し支援を行います。

(2) 社会参画・体験教育の推進

地域社会の構成者として子どもの社会性を養うため、まちづくり基本条例に基づく子ども議会活動のほか、学校を中心に体験学習などの取組を一層進めます。新型コロナウイルス感染予防に対処した職場体験や現場実習による生き方（キャリア）教育、外部人材による特別授業などをコミュニティ・スクールと連携し、子どもの社会参画につながる学習機会の提供、学習支援に努めます。

3 確かな学力の育成

(1) ニセコスタイルの教育推進

「ニセコスタイルの教育」は、小中学校9年間の連続性のある教育を見据えた教育方針や目標に基づく教育であり、幼児センターやニセコ高等学校の教育との連続性も考慮した「4校種が連続した一つの学園体」と捉え、発達段階に応じた連続性のある教育を展開します。

新学習指導要領においては、令和2年度から小学校外国語科・外国語活動が、令和3年度からは中学校英語が実施されます。これらの実施に当たり、ニセコ町では「ニセコ町英語教育推進プラン」を策定し取り組んできました。新たなステージに入る今年度は本プランの見直しを行い、英語教育の推進充実を図ります。

また、ニセコ町の事柄を探求する「ふるさと学習」についても、各学校の活動内容をそれぞれに共有し、有機的に学び続けることを重視して展開します。そしてその基礎となるニセコ町の歴史や伝統文化、景勝地など基礎的な知識を学ぶ「ニセコ学」を大切にし、発達段階に応じた「ニセコ学検定」に取り組み、子どもたちの意欲の向上を図ります。

(2) 特別支援教育の推進

教育上特別な支援が必要な児童生徒の学習を支えるため、学ぶ環境の向上と教職員の指導力向上を目指します。特別支援学級の適切な運営のほか、教育支援委員会における情報共有と指導への反映、保護者相談や周知啓発などを行うとともに、学校職員が一体となった組織的かつ効果的な指導に取り組めます。

また、特別支援講師を各小中学校に配置し、通常学級での学習支援の充実を図るとともに「ことばとまなびの教室」への通級指導支援などを引き続き進めます。

4 学校経営の充実

(1) コミュニティ・スクールの推進

学校と家庭、地域が課題や目標を共有し、地域とともにある学校づくりを目指すコミュニティ・スクールの活動を引き続き展開し、本町の自然環境や人材、まちづくりの取組など豊富な教育資源を用いながら、個性豊かでニセコを愛し、ニセコに誇りを持つ子どもを育む教育の充実に取り組みます。

コミュニティ・スクール委員会の活動も4年が経過し、知見が蓄積されてきたことで、対象となる事業や課題が明確になってきました。これらのことを踏まえ、委員会組織の見直しを行い、実効的で持続可能な活動を担保してまいります。また、コミュニティ・スクール委員会における学校支援ボランティアの運営が始まっております。この取組の拡充を図り、教育活動への具体的な支援や地域と連携した事業の実施を図ります。

(2) ニセコ高校の振興

ニセコ高等学校では、町立高校として地域との密接な連携の下、農業と観光を融合した産業人の育成を目指し、地域資源を有効活用するとともに、関係各所との連携により「探求」の学びを充実させていきます。

ニセコ高校においても、令和2年度に実施したICT整備により校内Wi-Fi環境が整い、全生徒にPC端末を配置することができました。令和3年度からはこの環境を生かし、各教科での利用を進めていきます。また、農業クラブや校内プロジェクトなど、生徒の主体的な活動を引き続き奨励します。

令和4年度からの新学習指導要領実施に向けてカリキュラムの見直しを行い、円滑な移行が図られるようにするとともに、英語の拡充を行うため英語講師の配置を進めます。

また、入学者の確保について、引き続き町内外の中学校への募集活動と連携を強化するとともに、さらなる学習環境改善や寄宿舎整備などの取組を進めていきます。

(3) 生徒指導支援の推進

いじめや不登校などの児童生徒を取り巻く諸問題に対応するため、スクールカウンセラー等の外部人材やスクールコーディネーターの活用により、外部機関とも連携し、教育相談や生徒指導に係る学校の取組を支援します。

また、「いじめ防止基本方針」に基づくいじめの早期発見と対応、未然防止に努めるほか、児童生徒の主体的な活動を中心とした「いじめを生まない教育土壌づくり」に努めます。このほか、携帯電話やインターネット上のトラブルや犯罪から児童生徒を守る取組をコミュニティ・スクールの活動と連動させ、継続します。

5 教職員の資質能力の向上

教職員は児童生徒への教育、指導はもとより、本町が目指す教育の姿の実現に向けた取組を担う立場でもあることから、一人一人の資質・能力の向上を目指した研修の推進及び充実を図ります。

本町の教育方針の共有を図る場として、町内の教育関係者が一堂に会する「ニセコスタイルの教育の日」を開催し「一つの学園体」として各学校の連携を強化します。

服務管理の面では、「ニセコ町立学校における『働き方改革』行動計画」や「ニセコ町立学校における部活動の在り方に関する方針」に基づき、勤務環境の整備に取り組みます。

6 教育環境の充実

(1) 学校危機管理体制の確立

児童生徒の学校内外での安全を確保するため、自らの安全は自ら守ることを基本に、学校、家庭、地域や関係機関が連携し、交通安全や防犯、防災等の安全確保に係る教育を進めます。交通安全教室や通学路点検などの安全指導のほか、不審者対策として「子ども110番の家」防犯訓練などを行います。また、防災訓練実施のほか、気象災害などにも迅速に対処する危機管理体制の確立に努めます。

スクールバスの運行は、児童生徒数や郊外居住者の増加などにより、経路や車両の調整が複雑化、困難化する傾向にあります。引き続き、安全第一の運行に努めるとともに、適切な経路設定による運行時間短縮に取り組みます。

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応

昨年から続いている新型コロナウイルス感染症については、文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」に基づき、感染予防対策を行います。また、感染者等が発生した場合は、対象者が誹謗中傷の対象とならないよう最大限の配慮を講じます。

(3) 学校教育施設の充実

児童生徒が安心して学べる環境の維持、学校施設や設備の適切な管理、整備に取り組みます。近藤小学校については、児童数の増加に伴い教室が不足していることから校舎の改築を行います。

また、老朽化しているニセコ高校の校舎西側壁面の改修についても安全確保のため実施します。

このほかにも、小中学校で使用する校務支援システムの更新に着手し、新しい学校ICT環境の充実を図るとともに教職員の執務環境の整備も進めます。

(4) 教育委員会運営の充実

合議制とレイマンコントロールの仕組みを基本とする教育委員会運営について、持続的安定性の確保と活動内容の充実に努めます。近年、町内では子どもの人数が増加し、それに伴う独自の課題をはじめ、各般にわたり教育を取り巻く課題が増えています。教育委員による学校・教育施設への訪問や教育行事への参加、教育委員会議における審議や教育委員研修、事務局組織体制の強化などを通じ、教育委員会として諸課題への着実な対応及び対応能力の向上に努めます。

また、就学援助費の支給や新入学児童生徒学用品費等の入学前支給などを継続して行います。その適切な運営に努めます。

7 生涯学習・スポーツの充実

(1) 生涯学習機会の創造

第7期社会教育中期計画（令和2年度～令和6年度：5か年2年次目）に基づき、町と教育委員

会、学校、家庭、地域や関係機関・団体などとの連携を強化し、子育て支援体制の充実、多文化交流機会の充実、地域を知る機会の充実及び高齢者の健康の4項目を柱とする各種施策を引き続き推進します。

子育て支援体制の充実では、子どもが安全で安心して学び・遊べる場を提供するため、引き続き放課後子ども教室を開設し、子どもの自主性や協調性、創造性を育みます。

多文化交流機会の充実では、職種や年代、国籍を問わず、誰もが取り組める事業の実施や支援、国際的な視点での多文化理解の場となるスポーツの機会や芸術・文化活動を提供するための工夫に努めます。

地域を知る機会の充実では、ニセコ町の恵まれた自然環境とその保全や歴史をより深く理解し、郷土愛を育む機会の提供に努めます。

高齢者の健康では、寿大学での学習会や交流会などを通して、知識と教養を高め、健康で明るく文化的な生活を送るための取組を行います。

このほか、北海道日本ハムファイターズや元・現役アスリート等との連携によるスポーツ教室の開催、文化まつりでの芸能発表及び作品展示、児童生徒の作品展など、学習の機会や成果を多くの方に広める場の提供に努めます。

魅力ある少年教育事業を展開するため、ニセコの子どもたちがふるさとの人や文化、自然などの身近な教育資源に触れ、「集い・学び・遊び・感じる」、このことを目的とした「ニセコみらいラボ」を引き続き開設し、講座の内容を充実・発展させます。

(2) 生涯スポーツ活動の推進

スポーツは明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や、個々人の心身の健全な発達に寄与することから、本年度もニセコの自然や人材などの教育資源を生かしたスポーツ活動の充実に取り組みます。

幼児や児童生徒を対象とした事業では、幼児用スキークの貸出し事業やこどもスキーフェスティバル兼全町児童生徒スキー大会の開催、初心者の子どものためのスキー教室や夜間スキー・スノーボード講習会を行います。

これらのウィンタースポーツをより身近に親しむための支援として、町内スキー事業所の協力を得ながら、スキークリフト券助成事業を行います。

また、小学校低学年を対象に、スポーツ推進委員の主催する様々なスポーツを体験する中からスポーツへの関心と自分に合ったスポーツを見つける機会とする「夕方スポーツクラブ」を引き続き実施します。

このほか、夏休み期間中の町民ラジオ体操会を継続します。

町民の健康増進と親睦を目的として定着している、運動公園開幕スポーツ大会をはじめ、ふれあい町民運動会などの大会を継続して開催するほか、スポーツ競技振興のため各種団体が主催する町長杯スポーツ大会の開催を支援します。

第39回目を迎えるニセコマラソンフェスティバルについては、本年度も安全面の確保や運営面の改善に配慮しながら、実行委員会による運営を支援します。

町の少年スポーツ、健康スポーツ、競技スポーツの各分野で中心的な役割を担う体育協会に所属

する競技団体やスポーツ少年団の活動への支援を行い、地域に根差したスポーツ活動の推進並びに指導者の育成及び確保に努めます。

また、大学等と連携し、スポーツと健康に関する専門知識・技能を学び体験する機会の創出について検討を進めます。

町として、現在取組を進めている冬季北海道・札幌オリンピック・パラリンピック招致活動への協力を通して、未来を見据えた「ウインタースポーツの文化」、「オリンピックレガシー」を掲げて、子どもたちの夢や希望を育むとともに、町の発展につながる活動を目指します。

(3) 生涯学習・スポーツ施設の充実

所管する各施設においては、安全かつ快適に、誰もが利用しやすい、生涯学習・文化・スポーツ施設とするため、長期的な整備計画が必要であると考えています。

学習交流センター（あそぶっく）においては、蔵書の数や内容に配慮し、図書館機能を充実させるとともに、施設の適切な維持管理による環境改善に努めます。

有島記念館においては、経年による老朽化が課題となっていることから、長期的な展望に立った施設の運営方針に基づき、計画的な改修と適切な維持管理に努めます。

また、有島記念公園などの施設周辺につきましても文化・芸術施設にふさわしい環境の維持を基本としながら、その活用について引き続き検討を進めます。

体育施設においては、建設から40年が経過する総合体育館の具体的な整備検討のための診断調査を実施するとともに、全ての体育施設の適切な維持管理と適時補修に努めます。

8 文化・芸術の振興

(1) 文化・芸術体験機会の創造

文化・芸術は心豊かな社会の形成に寄与することから、関係団体や行政が役割を分担・連携しながら、文化協会主催による町民向けコンサートの開催など文化芸術施策を展開していきます。子どもたちの豊かな創造力や思考力などを養うため、小中高生を対象とした青少年芸術鑑賞会や児童生徒作品展を開催します。

また、ニセコ町民センターや学習交流センター「あそぶっく」、有島記念館などの施設を活用し、音楽鑑賞など芸術に触れる機会の確保に努めます。

中央地区に所在する中央倉庫群、S L 9643号及びニセコエクスプレスなどの旧鉄道車両、JRニセコ駅周辺を本町の歴史的文化財「ニセコ鉄道遺産群」として保存し、日本国の鉄道事業の礎を築いた有島武や曾我祐準など本町とのゆかりのある人物の功績を伝承していきます。

本事業を発展的に展開するに当たっては、ニセコ鉄道遺産群整備計画に基づきニセコ町鉄道文化協会との連携の下、本町に存在する鉄道文化遺産の認知度を町内外に広め、理解と愛着を深めるための取組として、鉄道車両を公開するイベントの開催及び広報活動の強化やオリジナル商品の販売などを行います。

また、鉄道文化遺産の保管及び展示に当たっては、安全管理並びに環境整備に十分配慮します。

このほか、郷土資料については、ニセコ町に関する貴重な歴史的文化財の収集・展示事業に加え、保管設備の設置や資料のデジタル化など収蔵・保全の充実化を進め、有島記念館の郷土資料館とし

での機能充実に取り組みます。

(2) 読書活動の推進

第2次子どもの読書活動推進計画に基づき、学習交流センター「あそぶっく」を活動拠点として活動する指定管理者「NPO法人あそぶっくの会」に対して、日常的に楽しく身近に読書ができる環境づくりのための支援を行います。

また、学校を通じた児童生徒の読書活動の推進として、あそぶっくの会の協力による学校図書館支援員を配置して、学校図書館の環境整備や有効活用、選書の充実に取り組みます。

(3) 有島記念館の充実

有島記念館は、大正期を代表する作家有島武郎の文学、農場解放の軌跡などを紹介・伝承する施設です。文学、郷土史、美術品に関する企画展のほか、コンサートやギャラリートークなどの普及事業の開催により、有島記念館の来客数は増加傾向にあります。さらに有島武郎の認知度と理解を得るため、有島本人や本町を紹介する企画展などを姉妹・友好提携館などと連携して開催します。

また、貼り絵作家の藤倉英幸氏からの受贈作品を有効に活用した企画展を開催します。

有島記念館の認知度をさらに高めるため、同館の学芸レベルを一層向上させ新たな事業の企画立案とその実行の迅速性が必要と考えています。これまでの運営体制の見直しを行い、対外的にも文学・芸術・歴史資料館としての評価と信頼を得るため、常勤の学芸員である専任館長を配置します。

9 多文化共生の推進

本町は、国内外から移住した人も多く、価値観が多様化しています。ニセコ町教育振興基本計画に掲げる多文化共生の社会づくりには、文化や習慣の違いなどを認め合い、互いによく理解、尊重し、助け合って生活していくことが必要です。そのため、こうした観点から、町民誰もが参加、交流できる文化・スポーツなどの事業を実施、支援します。

多文化理解の視点では、英会話をより身近にするため、国際交流員による小学生を対象とした放課後子ども教室での英会話交流や高齢者を対象とした寿大学学習会など、幼年者から高齢者まで幅広い年代の方が多文化に触れる機会を提供します。

また、町の国際交流推進協議会が行う英会話教室や文化イベント等の事業との連携のほか、北海道インターナショナルスクール児童との触れ合いなど交流の場を検討します。

多様な交流機会確保の視点では、子どもたちが異なる町の文化やコミュニケーションに触れることで、視野を広げ、新しい発見から「自分の町を振り返り理解する」機会を引き続き提供します。

本年度は鹿児島県薩摩川内市への訪問「少年の翼セミナー」並びに滋賀県高島市の児童生徒受入れなどの少年交流を実施します。

令和3年度においても、教育委員会運営の一層の充実に図りながら、教育を取り巻く諸課題に積極的に対処していく所存でございます。

町民の皆様、町議会議員の皆様の教育行政のご理解とご支援をお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（猪狩一郎君） これをもって令和3年度教育行政執行方針の説明を終わります。

なお、この際議事の都合により午後2時20分まで休憩します。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 承認第1号

○議長（猪狩一郎君） 日程第7、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和2年度ニセコ町一般会計補正予算）の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） 本日からよろしくお願いたします。それでは、日程第7、承認第1号 専決処分した事件の承認についてご説明いたします。

左上に承認第1号と書いた横長の議案、1ページになります。承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和2年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和3年3月9日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。令和3年1月29日付の専決処分書でございます。

次のページをお開きください。令和2年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和2年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ393万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億1,383万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年1月29日、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入が6ページ、歳出を7ページに載せてございます。

8ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を載せてございます。

9ページ、歳出を御覧ください。今回の補正額の合計は393万6,000円でございますが、この393万6,000円の財源については、国、道支出金が227万1,000円、一般財源が166万5,000円でございます。

説明の都合上、歳出からご説明をいたします。12ページをお開きください。まず、12ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の専決補正額230万円については、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金、補助率10分の10ですけれども、これを受けて本町で4月以降に高齢者から始まるワクチン接種について今年度中に準備を要する費用を専決補正するというものでござ

います。なお、補正の金額や科目についてはこの時点で想定されるものを計上しております。まず、1節報酬の295万円については、本町の職員と共に事業の推進、対応に当たる会計年度職員報酬を計上しております。

(何事か声あり)

失礼しました。今の報酬295万円と申し上げたそうです。すみません。報酬について29万5,000円でございます。これについては、繰り返しますが、本町の職員と共に事業の推進、対応に当たる会計年度任用職員報酬を計上したものでございます。8節旅費については同会計年度任用職員の費用弁償として6,000円を計上、その下、10節需用費の消耗品費4万6,000円はコピー用紙など事務用品です。11節役務費の通信運搬費14万1,000円は、65歳以上の方宛ての予診票を送付する費用ということでございます。それから、12節委託料のまず下段の新型コロナウイルスワクチン接種券作成等業務委託料93万7,000円については、65歳以上の高齢者に対する接種券の作成、送付を行う費用でございます。1つ上の新型コロナウイルスワクチンシステム改修業務委託料82万5,000円については、町が既に活用している健康カルテというシステムがございまして、そのシステムについて新型コロナウイルスワクチン接種に活用する接種券の個別作成など、コロナワクチン接種業務に対応できるシステムに改修する費用ということになってございます。

それから、13ページでございます。6款農林水産業費、1項農業費、11目土づくり対策費、14節工事請負費の堆肥センター攪拌機修繕工事163万6,000円は、生ごみ及び下水道汚泥を堆肥化している堆肥センターの攪拌機について老朽化によりベアリングなどが破損し、使用できなくなりました。堆肥センターは生ごみ及び下水道汚泥の受入先ともなっており、早急に修繕する必要が生じたことから、ベアリングなどの交換に要する費用を補正するというものでございます。

14ページをお開きください。給与費明細書でございますが、先ほどご説明した新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について会計年度任用職員報酬を補正しましたことから、一般職、(1)、総括の会計年度任用職員の表中、補正後の報酬を29万5,000円増の1億2,919万1,000円としたということでございます。

続いて、歳入について、10ページをお開きいただきたいと存じます。10ページ、15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金として、令和2年度分の227万1,000円を計上しているというものでございます。

次のページ、11ページ、20款1項1目繰越金、1節の前年度繰越金166万5,000円、これにつきましては歳入歳出の均衡を図るための計上ということになっております。

このほか、今回の専決補正の総括表及び歳入歳出の枠組みは左上に補正予算資料ナンバー1とある資料を後ほどまた御覧いただきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。ご審議、ご承認方よろしく願いいたします。

○議長(猪狩一郎君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより承認第1号 専決処分した事件の承認について(令和2年度ニセコ町一般会計補正予算)の件の質疑に入ります。質疑ありませんか。

小松君。

○7番（小松弘幸君） 65歳以上の方に接種券を送付する予定でございますが、対象者数はどれだけおられて、当町はいつぐらいを想定しているのかお聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ただいまのご質問、お答えしたいと思います。

予算上、対象見込み者数につきましては65歳以上、1,324名分を見込んでございます。それと、接種の時期につきましては国の大臣等もいろいろと答弁はしているところでございますけれども、今段階、こちらのほうに来ている情報といたしましては4月の……

（何事か声あり）

失礼しました。接種券の送付時期ですか。申し訳ございませんでした。送付時期につきましては、今現在ですと3月の29日を接種券の発送予定としているところでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 小松議員。

○7番（小松弘幸君） 送付は3月の29日ということなのですが、その後の状況というか、プランはどのようなふうになっているかお聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） すみません。先ほどちょっとお答えしようとしたところだったのですが、これ予防接種、ワクチンがなければ始まらないこととございまして、現在国のほうから正式な連絡、通知来ている内容では4月の26日の週に各市町村に1箱配付するよう予定するというのが国の回答でございまして、これもあくまでも予定ですので、うちとしてはこれが予定どおり来た暁には5月の連休明けから実施が可能なのかなというような見込みをしているところでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） ご説明の正確な理解を深めたいので、2点質問いたします。

1点は、今お話があったワクチン関係ですが、12ページの委託料、先ほどご説明があった新型コロナワクチンシステム改修業務委託ということで、補足説明の中で現在ある町の健康カルテを管理するシステムがあるので、これの対応するための改修というふうにお聞きいたしました。行政報告にもありましたように、山麓の町村でシミックホールディングスとの連携ということが公表されていますし、行政報告がありました。報道によると、このホールディングスがワクチン接種に絡んでワクチン接種の管理上のシステム開発に協力するような報道があったと思うのですが、ただいまご説明あった町の健康カルテシステムの改修が今上げられておりますので、これで全体がワクチン接種に当たって2回接種するとかという管理、それができるのかなというふうに聞いたのですが、シミックホールディングスとの関係は今後あるのかなのかを聞きたいと思います。それが1点です。

それから、今65歳以上の接種がうまくいけば4月26日以降ということなのですが、その前に、今全国的にやられているのは医療関係者への先行接種というのが行われております。ニセコ町におい

てもニセコ医院という医療機関がありますけれども、そこへの先行接種というのはあるのかないのかという2点についてお聞きいたします。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ただいまの質問、お答えいたします。

まず、システム改修の今回の82万5,000円の部分でございますが、これはもともとあるうちに導入されておりますインフルエンザとか、その他の予防接種を管理する台帳システムでございます。今回このシステムを改修することによって65歳以上の転入者等に対応する受診券を発行する機能を新たに追加するというのが今回のこのシステム改修の内容でございます。なので、シミックのシステムとの関係性ということでのご質問もあったかと思うのですが、それとは全く別なものでございます。シミックがまず山麓の町村と協定を結んだのはあくまでも包括的な協定ということで、今回のこの予防接種に係るいろいろな疑問ですとか、そういったところを知見のある事業者というところでいろんなところのご相談に乗っていただけたるところ包括的なまず協定を結んで、その体制をつくと。そこから先、一歩進んでシミックが持っているシステムなどの活用ができるのであれば、それは個別の町村で今後詰めていくというような流れになりますので、まず一旦今うちにあるシステム改修との関連というのはないという一つのお答えになります。

それと、もう一点、先行接種の関係で、医療従事者等の先行接種はどうかということなのですが、こちらにつきましては北海道、都道府県のほうが主導するというところで、私どもでニセコ医院さんのほうに聞いたところによりますと、ニセコ町内でいうとニセコ医院、それから歯科医院、それから調剤薬局なども今回の該当になるというようなことで、倶知安の厚生病院のほうに優先接種用として届けられるワクチンを利用しての接種のかなというようなお話でしたので、具体的にニセコ医院の先生がいつどこで何を接種するというような情報は町村のほうには来ていないと。あくまでも都道府県が主導でその対応しているというところでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 当面シミックホールディングスとの関係は具体的にはないというお話なのですが、今後例えば全体に、全町民にワクチン接種が進行していく過程で、あるいはその前段でシミックホールディングスとの連携だけではなくて、具体的にこういうシステムが必要だというようなことはあり得るのかどうかだけちょっと確認したいということと、それから2番目の先行接種の件で倶知安厚生病院、全体管理したのは都道府県で、道だということなのですが、やはり町としてもその情報についてはきちっと把握しておいていただけたほうがいいのではないかと思いますけれども、以上2点、改めて聞きます。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） まず、1点目のシミックとの今後についてということですが、実際にシミックさんのほうで持っておられるシステムでハルモというシステムがあるのですが、これはその人がいつ何どきのワクチンを接種したというのを台帳管理できるものでございまして、これを基にCSV形式でいろんなシステムへの情報連携を行えるというような有効的な

ところがございまして、これを今導入に向けての検討、詳細を詰めているといったところと、あとそのほかまた具体的な部分につきましては今詳細を詰めているところでございます。ちょっと整理するのに時間かかりますので、今現在進行中であるということでもまずお伝えしたいと思います。

それと、先行接種の医療従事者、関係者の接種につきましては、我々としては自治体がそこに住民票のある方の接種管理をするというルールになっておりますので、ニセコ医院の先生につきましてもニセコに住民票ございますので、その方が接種したという記録は当然管理するべきものと思っております。ただ、いつ接種できるですとかどこの場所でというのは正直こちらのほうでも把握しかねるところもあるのかなというところで、先ほど申し上げたこういうようなことを聞いていますよというところの回答に今のところはなるのかなというところでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 同じ部分なのですが、12ページの委託料の部分です。こちらの新型コロナワクチン接種券作成等業務委託料というの、これのちょっと具体的な内容と、それから委託先、この辺を教えてくださいなのですが。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ご質問にお答えします。

委託先につきましては、株式会社アクトシステムズというところになりまして、先日見積り合わせのほうを行ったところでございます。そして、具体的な内容なのですが、委託内容です。委託内容につきましては、バーコードが入った接種券、そちらのほうの作成、それとそれを郵送するという業務、直接事業者、委託先の業者から郵便局を経て、本人のほうへの郵送という業務、それと先ほど言いました転入とかあった場合の個別にうちの町が受診券を発行するための用紙、それをうちの役場のほうに納入いただくという大きく3つの業務が今回の委託業務の中身になります。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） これ作成等業務委託の部分だけで人数割りすると、先ほどのあれでいくと1人当たり700円ぐらいかかるような計算になるのですが、その上のシステムの改修業務委託料、こちらとも同じ会社がやるということなのですかというのがまず1点と、それから作成等の業務委託だけですと今の内容だと少し高いのかなという気がするのですが、課長、どうお考えでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 今回の業務につきましては急を要する業務でございまして、このアクトシステムズさん、我々の行政、役場のほうで導入しております北海道情報センターのほうの経由でのご紹介の業者になりまして、実際には北海道の情報センターのほうを経由しての委託という形になっております。そこにつきましては、多分ほかにもできる業者、あるいは自前ということも考えられるのかもしれませんが、現状で今これだけの事務量をさばくのどこかの業者に頼らざるを得ないとなった場合には、委託業務という手段を行うというのが通例なのかなというふうに考

えてございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和2年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は、承認することに決しました。

◎日程第8 議案第1号から日程第28 議案第21号

○議長（猪狩一郎君） 日程第8、議案第1号 ニセコ町役場の位置に関する条例の件から日程第28、議案第21号 令和3年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計予算の件までの21件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、少し長い説明になるかと思いますが、よろしく願いいたします。

まず、日程第8、議案第1号 ニセコ町役場の位置に関する条例でございます。

4ページをお開きいただきたいと存じます。議案第1号 ニセコ町役場の位置に関する条例。

ニセコ町役場の位置に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月9日提出、ニセコ町長、片山健也。

5ページをお開きください。初めに、提案理由でございます。地方自治法により役場の位置を条例で定める必要があり、令和3年5月の新庁舎移転に伴い役場の位置を定める条例を制定する必要があるため、本条例を提出するというところでございます。

本文を御覧いただきたいと存じます。地方自治法の規定にのっとり、今回の条例により役場の住所をニセコ町字富士見55番地と定めます。

その下の附則でございますが、この条例は、令和3年5月1日から施行するという事としております。

続きまして、一番下、この条例改正に関する町民参加の状況ということでございますけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第1号に該当し、住民参加等の手続を要しないということでございます。

議案第1号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第9、議案第2号 ニセコ町表彰条例の一部を改正する条例でございます。

6 ページを御覧いただきたく存じます。議案第 2 号 ニセコ町表彰条例の一部を改正する条例。
ニセコ町表彰条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 3 月 9 日提出、ニセコ町長、片山健也。

7 ページを御覧いただきたく存じます。提案理由でございます。特別功労者に支給していた特別功労年金について、社会保障として基礎年金制度が整備されていることから、年金としての支給を廃止し、受賞時に贈呈する記念品を充実するという事で功労をたたえることとするため、本条例を提出するという事としております。

続いて、改正の内容につきまして横長の新旧対照表、ご用意しました新旧対照表の 1 ページを御覧いただきたく思います。特別功労者への年金支給を令和 4 年度から廃止をたく、特別功労者の年額 8 万円の年金支給を定めた 12 条、それから年金の支給方法を定めた 13 条及び特別功労者の遺族年金支給に関する経過措置を定めた附則の第 4 号、これらを削除するという事でございます。

議案の 7 ページにお戻りいただきまして、中ほどの附則ですが、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、来年、令和 4 年 4 月 1 日から適用するという事で、今年度については支給するという考え方でございます。

最後に、一番下、この条例改正に関する町民参加の状況ですけれども、令和 2 年 11 月 30 日にニセコ町表彰審議会で審議を行いまして、当該年金の廃止の方向で検討を終えているというところでございます。

議案第 2 号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第 10、議案第 3 号 ニセコ町課設置条例等の一部を改正する条例です。

8 ページを御覧いただきたいと存じます。議案第 3 号 ニセコ町課設置条例等の一部を改正する条例。

ニセコ町課設置条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 3 月 9 日提出、ニセコ町長、片山健也。

9 ページを御覧いただきたいと存じます。提案理由でございますが、下のほうです。現在の建設課を都市建設課に変更するという事で、来庁者などに対し分かりやすい名称とするため、本条例を提出するという事としております。建設課は現在都市計画、開発行為、それから景観条例など単なる建設のみでなく、まちづくりに関する幅広い業務を行っており、これらがある程度伝わる分かりやすい名称とするための改正ということでございます。

改正条例の本文ですが、ニセコ町課設置条例の一部改正を第 1 条に、それからニセコ町議会委員会条例の一部改正を第 2 条に、ニセコ町都市計画審議会条例の一部改正を第 3 条にそれぞれ規定し、これをそれぞれ「建設課」から「都市建設課」に改めるという内容でございます。

また、この条例の内容については横長の新旧対照表 2 ページにもまとめてございます。これは、ちょっと後ほど御覧いただきたいと存じます。

最後に、議案の 9 ページの下でございますが、この条例改正に関する町民参加等について、ニセコ町まちづくり基本条例第 54 条第 1 項第 3 号に該当し、住民参加等の手続を要しないということでございます。

議案第3号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第11、議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

10ページを御覧いただきたく存じます。議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月9日提出、ニセコ町長、片山健也。

建設課の名称の変更については、先ほどご説明したとおりでございます。ちなみに、ここではこども未来課というのが出てきますが、ちなみになのですけれども、子どもに対する行政の縦割りの対応をできるだけ廃止をして、子どもたちの成長を一元的に支援するために教育委員会に新設するというのが予定としているこども未来課でございます。

条例の本文でございますが、別紙第3表中、「建設課長」を「都市建設課長」に改め、「町民学習課長」の次に「こども未来課長」を加えるということでございます。

附則でございますが、この条例は、令和3年4月1日から施行するということとしております。

この条例の改正について新旧対照表では3ページに記載をしておりますが、この内容でございます。後でまた御覧いただきたいということでございます。

最後に、11ページの下でございますけれども、この条例改正に関する町民参加等についてまちづくり基本条例第54条1項3号に該当し、住民参加等の手続を要しないということでしております。

議案第4号に関する説明は以上でございます。

(何事か声あり)

失礼しました。まちづくり基本条例の第54条第1項第1号に該当しということで、住民参加等の手続を要しないということでございます。失礼いたしました。

議案の第4号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第12、議案第5号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

12ページを御覧いただきたく存じます。議案第5号 ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月9日提出、ニセコ町長、片山健也。

13ページを御覧いただきたいと思っております。提案理由でございます。下のほうです。幼児センター園長及びそれから有島記念館長を会計年度任用職員として新たに任用できるようにするため、本条例を提出するというところでございます。

続いて、上の条例本文を御覧いただきたいと存じます。一部改正の内容を記載しておりますが、まず中ほどの別表第3を御覧いただきたく存じます。これは、会計年度任用職員の中でこれまで条例上で(1)から(8)までの部分、これを特定職というふうに位置づけているということでござ

いまして、この特定職に位置づけているものについて（４）に幼児センター園長を、それから（５）に有島記念館長を新たに加えること、また当該特定職について、改正条例の一番上、第３条第３項を削る。それから、その下の第13条第５項を削る。この条文によってフルタイムやパートタイムによる区分を廃止し、状況に応じ柔軟な勤務体制が取れるよう改正を行うというものでございます。

なお、下のほうの附則でございますが、この条例は、令和３年４月１日から施行をいたします。

また、改正の内容についてはまた後ほど御覧いただきたいと存じますが、新旧対照表３ページから４ページにかけてまとめてございますので、後ほどやはり御覧いただきたいと思っております。

一番下、ニセコ町まちづくり基本条例第54条による住民参加についての状況ということですが、54条第１項第１号に該当し、住民参加等の手続を要しないということにしております。

議案第５号に関する説明は以上でございます。

それから、日程第13、議案第６号 ニセコ町こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

14ページをお開きください。議案第６号 ニセコ町こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

ニセコ町こども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和３年３月９日提出、ニセコ町長、片山健也。

15ページを御覧いただきたいと思っております。提案理由でございますが、所得の制限を設け、出生から満18歳に達する日以後最初の３月31日までの者を区分してはいたしましたが、同様の事象に係る助成を一律とし、対象者全員の負担軽減を図るため、本条例を提出するとしております。本町では、平成29年10月から中学生までを対象に行っていた医療費の無償化を18歳までに拡大し、平成30年には診療を受け入れる医療機関を道内全域に拡大をいたしました。こども医療費の支援は福祉としての側面のみならず、教育の支援や教育機会の均等を保障するなど子どもの成長に大きく関わることから、このたび保護者の所得制限を撤廃するということといたしました。

改正の内容については、こちらは御覧をいただきたいと思っておりますが、新旧対照表の５ページでございます。新旧対照表の５ページの上ですが、ここで受給資格者を定めた第３条において第３号を削るということで、保護者の所得制限をなくするというような改正になっているというものでございます。

議案の15ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は、令和３年４月１日から施行し、同年８月１日から適用するというものでございます。

下段の条例改正に関する町民参加ということですが、まちづくり基本条例第54条により表記のとおり内容の公表、縦覧を行いました。特に意見はございませんでした。

議案第６号に関する説明は以上でございます。

日程第14、議案第７号 ニセコ町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例でございます。

16ページを御覧いただきたいと思っております。議案第７号 ニセコ町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例。

ニセコ町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。
令和3年3月9日提出、ニセコ町長、片山健也。

17ページを御覧いただきたいと存じます。まず、提案理由でございますが、こども未来課を新設し、子育て支援に関する業務を一元的に所管するという事としたため、本条例を提出するというものでございます。ちなみに、子ども・子育て会議は子ども・子育て支援法によりその設置に努めることとされ、本町では平成25年10月に設置をし、同法の趣旨により特定教育、保育施設の利用定員の設定、特定地域型保育事業の利用定員の設定、町の子ども・子育て支援事業計画に関する審議、子ども、子育て支援に関する必要な事項や施策の実施状況の調査審議をすることとされており、今回の条例改正によりこの会議の所管が保健福祉課からこども未来課となるという改正でございます。

改正の内容については、これも新旧対照表の5に書いてありますが、こちらは後ほど御覧いただきたいと存じます。

議案の17ページに戻っていただきまして、附則ですが、この条例は、令和3年4月1日から施行するというところでございます。

最後に、下段のニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第1号に該当し、住民参加の手続を要しないとしているところでございます。

議案第7号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第15、議案第8号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

18ページを御覧いただきたいと思っております。議案第8号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月9日提出、ニセコ町長、片山健也。

19ページを御覧いただきたいと思っております。まず、提案理由でございますが、所得の制限を設け、重度心身障害者及びひとり親家庭などの対象者を区分していましたが、同様の事象に係る助成を一律とし、対象者全員の負担軽減を図るため、本条例を提出するというものでございます。当該改正は、先ほど議案6号で提出したこども医療費の保護者に対する所得要件撤廃と整合を取るための改正ということになるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表5ページの下段から記載してございますが、ちょっとこれは見ていただきたいと思っております。新旧対照表の5ページの下段でございます。左の欄でございますけれども、現行の第3条の助成対象について、6ページをお開きいただき、第3号のア、それからイ、ア、イを削除することで重度心身障害者の医療費助成に関する所得制限をなくし、第4号のア及びイを削除することでひとり親世帯の医療費助成に関する所得制限をなくすという改正になっているというものでございます。

行ったり来たりで申し訳ありませんが、議案の19ページにお戻りいただいて、附則でございます

が、この条例は、令和3年4月1日から施行し、同年8月1日から適用します。

下段のこの条例に関するまちづくり基本条例の手続ですが、表記のとおり内容の公表、縦覧を行い、特に意見はなかったということでございます。

議案第8号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第16、議案第9号 ニセコ町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例でございます。

20ページを御覧いただきたいと思います。議案第9号 ニセコ町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例。

ニセコ町再生可能エネルギー事業の適正な促進に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月9日提出、ニセコ町長、片山健也。

まず、25ページをお開きいただきたいのですが、25ページの提案理由でございます。ちょっと長いですが、読み上げます。先ほど町長の執行方針でも出てきた中身の具体のものでございます。近年地球温暖化が急速に進行し、深刻な気象災害が国内外で発生するなど地球規模で環境の危機が進行しており、気候変動の大きな要因である温室効果ガスの排出量を大幅に削減することが世界的な潮流として求められています。その手段の一つとして再生可能エネルギーへの関心が高まっており、日本においても再生可能エネルギー設備の建設が全国的に加速していますが、これに伴い用地確保のための森林伐採、それから急傾斜地への設置による危険性、景観阻害、廃止施設放置などの問題が各所各地で発生をしているところでございます。本町では、第2次ニセコ町環境モデル都市アクションプランに基づき温室効果ガスの排出削減とエネルギーの地消地産を通じて地域経済の活性化を図るため、町内で再生可能エネルギー事業を行おうとする者に対し町への届出や住民参加、住民説明会の開催などの手続を義務づけ、環境への配慮と地域との共生を求めるとともに、地域に有益な再生可能エネルギー事業の認定や支援を行うことも併せて行いまして、再生可能エネルギーの適切な利用を促進するため、本条例を提出するというものでございます。

ちょっと長くなりますが、続いて別冊の第2回ニセコ町議会定例会説明資料の1ページ、資料1を御覧いただきたく存じます。第2回ニセコ町議会定例会説明資料の、開いて、資料1でございます。こちらで条例の全体像をご説明を申し上げます。初めに、この1のところでございますが、条例の目的のところでございますけれども、町では温室効果ガスの排出削減とエネルギーの地消地産を通じて地域経済の活性化を図る観点から再生可能エネルギー事業に対し環境への適切な配慮と地域との共生をしっかりと求めつつ再生可能エネルギーの利用は積極的に推進していきたいという考え方がまずございます。これが条例の目的の第1条、3条、5条から7条ということの関連ということでございます。

それから、2つ目、2ですけれども、この条例の対象となる事業範囲、規模については一度ちょっと飛ばします。

3について、3に記載したとおり、再生可能エネルギー事業を推進するに当たっての指針を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、事業者に対し届出などの手続を求める一方で、持続可能な

地域づくりに有益な事業に対しては町が認定、支援するということを本条例において定めるということにしております。

それから、4番でございます。再生可能エネルギー設備の設置の制限する区域ということですが、事業者に対しては抑制区域、例えば地滑り防止法に定める地滑り防止区域などがございますけれども、これを事業区域に含まないよう求めることができるという旨を規定しているということがございます。

それから、次のページ、5の事業者に義務づける手続ということですが、事業着手前の届出や届出に先立って町長への協議と住民説明会の開催を義務づけているということがございます。また、届出に当たっては町との協定の締結に向けた協議のほか、事業完了届の提出、事業の実施状況や事業の終了した場合の設備撤去の完了に至るまで報告を求めるということとしております。

なお、先ほど飛ばしました条例の対象となる事業ということですが、これは再生可能エネルギー事業全般ですけれども、同ページの5のところの枠の中を御覧ください。届出の対象については条例の施行規則において10キロワット以上の定格出力を持つ再生可能エネルギー設備、ただし建物の屋根とか、それから屋上、壁面に設置するもの、また家庭用のものというものは除くということにしております。これらを設置しようとする事業者ということで規定をしているということがございます。

次に、6の地域振興型再生可能エネルギーの事業認定ということですが、これまでお話ししたある一定の規制ということの一方で、住民による主体的な再生可能エネルギーの利用の促進を目的とし、かつ地域と調和した手法による再生可能エネルギーの利用となる事業のうち、特に持続可能な地域づくりに資すると認められる事業に対しては地域振興型事業として認定をするということ、それとともに町が必要な助言や支援をすることができる旨を規定するということがございます。

議案の21ページにお戻りいただきたいと思えます。ただいま御説明した趣旨を盛り込んだ条例本文について、21ページから25ページまで、全24条で本文を構成しております。

25ページ中段の附則ですけれども、この条例は、規制を伴う内容という条例でございますので、周知、その他の準備期間を勘案して、令和4年4月1日から施行するというようにしております。

一番下段の条例改正に関する住民参加でございますが、手続によって公表した結果、10件の意見というのがございました。回答についてもこれらに併せてホームページで公開をしているところでございます。

議案第9号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第17、議案第10号 ニセコ町自転車の適正な利用を促進する条例でございます。

26ページを御覧いただきたいと思えます。議案第10号 ニセコ町自転車の適正な利用を促進する条例。

ニセコ町自転車の適正な利用を促進する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月9日提出、ニセコ町長、片山健也。

27ページから28ページは、条例本文を掲載してございます。

29ページ上、提案理由でございます。本条例は、第2次ニセコ町環境モデル都市アクションプラ

ンに位置づけられたもので、自転車を日常生活における利便性の高い交通手段として再認識し、可能な範囲で自動車から自転車に代替するとともに、自転車の適正な利用を促進することにより環境への負荷を低減するということを図るため、本条例として提出するというものでございます。

続いて、別冊の第2回ニセコ町議会定例会説明資料の3ページ、資料2を御覧いただきたいと思っております。資料2におきまして、黒四角の2つ目、初めに条例の概要と目的ですが、一番は自転車の適切な利用の促進を通じ環境への負荷の低減を図るということ、副次的には交通安全、健康促進、それから観光振興にも資するというものでございます。

次に、自転車の利用の促進について基本理念を定めるということとともに、次の第4条から第8条にかけて、黒四角の3つ目です。3つ目の責務というところですが、第4条から第8条にかけて町、町民、自転車利用者、事業者、関係団体の責務を規定しているというところでございます。

その下、町の施策、9条から11条及び13条ですが、町内移動における自動車から自転車へのできる限りの代替の促進、自転車を安全、適切に利用することのできる環境の整備、自転車の安全かつ適切な利用に関する啓発活動、事業者及び関係団体の取組に対する支援について実施するよう努めることとしております。

また、その下の12条において被害者の救済と加害者の経済的負担の軽減を図る観点から自転車損害賠償保険等への加入を求めるという規定を盛り込んだということでございます。

議案の27ページにお戻りいただきたいと存じます。ただいま説明した内容を反映した本文を27、28に全15条の条例として掲載をしてございます。

28ページの一番下の附則でございますが、この条例は、令和3年4月1日から施行するというところでございます。

最後に、29ページの上から2段目です。この条例による住民参加の状況ということなのですが、公表した結果、意見は特にございませんでしたということでございます。

これで議案の第10号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第18、議案第11号 ニセコ町環境基本条例の一部を改正する条例でございます。

30ページを御覧いただきたいと思っております。議案第11号 ニセコ町環境基本条例の一部を改正する条例。

ニセコ町環境基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月9日提出、ニセコ町長、片山健也。

31ページから32ページは、一部改正条例の本文を掲載しています。

33ページの提案理由でございます。ちょっと長いですが、すみませんが、こちらも読み上げます。本条例は、ニセコ町の環境保全等を進めるための理念、方針、責務及び施策等に関し必要な事項を定めたニセコ町まちづくり基本条例に規定する分野別基本条例の一つということです。本町において令和2年7月に気候非常事態宣言をしたことを踏まえ、地球温暖化などの気候変動への対応や生物多様性の保全について本条例に位置づけ、環境の危機に対応していくことを明記してございます。本町では、本条例の環境理念や環境方針に基づきニセコ町地下水保全条例及びニセコ町水道水源保護条例を制定するなど環境保全を図る上で必要な規制を行っているところではございます。

が、今後気候変動対策のさらなる推進のため新たに条例による規制を検討していることから、これらの個別条例の上位に位置する本条例に町が必要な規制を講じることができる旨を明記するということが必要と考え、今回明記するものでございます。近年森林の持つ多面的機能とその機能を十分に発揮するための適期の間伐、択伐、森林更新など長期的な視点に立った森林の管理が重視されていることを踏まえ、環境保全の観点から森林の適切な保全と整備、森林資源の利活用を推進していく旨を明記するという。それから、「クリーン農業の推進」をクリーン農業を包括する「持続可能な農業の推進」に改めるほか、現行の関係法令及び計画などを踏まえ、文言の整理を行うと。近年法令には見直し規定が設けられることが求められるということになってきておりまして、おおむね5年後に見直しを行うと、そういう例が多いものですから、同じような内容を追記するというところでございます。それらが今回の本条例の提出する提案理由ということでございます。

続きまして、またちょっと説明になってしまいますが、別冊の第2回ニセコ町議会定例会説明資料の4ページ、資料3を御覧いただきたいと存じます。条例の改正点についてご説明します。まず、近年進行する環境の危機への対応ということでございますが、近年地球規模で環境の危機が進行しており、本町といたしましても昨年7月に気候非常事態宣言を宣言しています。これを踏まえ、地球温暖化などの気候変動への対応や生物多様性の保全について本条例に位置づけ、環境の危機に対応していく姿勢を明らかにするというものでございます。

次に、2の規制ですが、町では環境保全等を図る上での支障を防止するため個別条例、地下水保全条例だとか水道水源保護条例でございますが、個別条例により必要な規制を行ってきたところであり、今後温室効果ガスの排出削減に向けた取組を推進するため、規制を伴う2つの個別条例を新たに制定する予定でございます。そこで、これら個別条例の上位に位置する今回のこの条例、本条例に町が必要な規制を講じることができる旨を明記するというものでございます。

さらに、3でございますが、それから4の条例第16条、それから17条、3の16条、4の17条、これについて、近年の国の施策の動向や社会情勢、関連計画等の内容を勘案し、森林の適切な保全や森林資源の利活用、持続可能な農業の推進といった内容に改めるとともに、関係法令等に沿った文言の整理を全体的に行っているということでございます。

続いて、改正内容について新旧対照表7ページから11ページに記載しました。新旧対照表の7ページから11ページに記載ということでございます。これはまた、すみません。

それから、議案に戻っていただきまして、一部改正条例の本文、31ページから32ページに記載し、いずれもただいまご説明した内容を反映したものでございます。この本文並びに先ほどの一部改正の部分については、これら今説明した内容を反映したものでございますので、後ほどまた御覧いただきたいと存じます。

議案の32ページの附則でございますが、この条例は、令和3年4月1日から施行するということです。

なお、附則の2に検討を加えてございます。先ほど申し上げたように、5年程度で改正を見直すと、改正すると、内容を見直すということの文言を付け加えさせていただいているということでございます。

それから、最後に33ページ、まちづくり基本条例による住民参加の状況ということでございますが、意見を募集した結果、3件の意見がございまして、これもホームページ等で回答を公表しているというところでございます。

議案第11号に関する説明は以上でございます。

続けていきます。日程第19、議案第12号 ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例でございます。

34ページを御覧いただきたいと思います。議案第12号 ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例。

ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月9日提出、ニセコ町長、片山健也。

35ページの下、提案理由でございます。所得税法の一部改正に伴う公営住宅法施行令の一部改正により、独り親世帯に対する控除が見直されたことから、独り親世帯の優先入居についても改正が必要となったため、本条例を提出するというものでございます。

本文を御覧いただくと、第9条第5項中「寡婦」を「ひとり親世帯」に改めるということで、公営住宅の優先入居がこれまで離婚または死別し、独り親となった母親、いわゆる寡婦だけであったものから未婚であってもまた男性も含まれる独り親世帯を対象範囲に広げたと、そういう改正でございます。

続いて、附則ですが、この条例は、令和3年4月1日から施行します。

改正の内容については後ほど御覧いただきたいと思いますが、新旧対照表にまとめてございます。

最後に、議案の35ページの下住民参加の状況ということですが、まちづくり基本条例第54条第1項第2号に該当し、住民参加等の手続を要しないというふうにしております。

議案第12号に関する説明は以上でございます。

日程第20、議案第13号 ニセコ町景観条例の一部を改正する条例でございます。

36ページを御覧いただきたいと思います。議案第13号 ニセコ町景観条例の一部を改正する条例。

ニセコ町景観条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年3月9日提出、ニセコ町長、片山健也。

37ページから39ページ上段までが改正本文でございます。

39ページの中ほど、提案理由でございます。近年の複雑化する開発事業への対応と景観条例の在り方を踏まえ、設計者及び施工者を含む開発事業者の立場を明確にするとともに、協議に当たりこれまで運用や解釈の中で取り扱っていた事項を条文に明記するなど、本条例の立場からまちづくりに寄与する開発事業への助言、指導などを適切に行うため、本条例を提出するということでございます。

続いて、第2回ニセコ町議会定例会説明資料の5ページ、最後の資料でございますが、資料4を御覧ください。黒四角の2つ目、改正点のところからでございます。①について、当該開発が景観に著しく支障があり、町から勧告を受けてもそれでもそれに従わない場合に氏名公表するということとなりますが、その範囲をこれまでの事業主であったものをそのみならず、設計者、施工者に

広げたということ。

それから、②については条例による協議の対象となる工作物に風力発電と太陽光発電施設を明記したということです。

それから、③、④については協議対象とする建築物、工作物並びに土地の開発や利用を変更する面積について、例えば近接していても別の開発であるから協議をしなくてよいというようないわゆる協議逃れを防ぐため、事業の一団性や事業の一体性をより厳密に規定しました。

それから、⑤、⑥について、開発等の説明資料の公開を新たに規定し、景観上の影響が軽微なものの説明会、資料公開の適応除外を設けたと。本当に軽微なものについては説明会、資料公開までは求めないということでございます。

⑦について、開発事業の説明の結果、町長が必要と認める場合は改めて説明会を開催すると。それから、資料も再公開するということを規定しました。

8番目、開発等に対する町による同意の後、3年以上未着手の開発については再協議を要するというので、それを新たに規定したということでございます。

その下については、条例改正に関する今後のスケジュールということですが、

これにつきましても改正内容について新旧対照表の12ページから19ページに記載しておりますが、ただいまご説明した内容を反映したというものでございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

続いて、議案の39ページにお戻りいただき、上段の附則ですが、この条例は、令和3年4月1日から施行すると。

第2項では、この条例の施行日前に町からの同意を受けた案件、これについては今回の改正に該当しないこと、ただし条例の施行日から3年を経過し、なお着手されていない事業は、今回の改正内容を基に再協議を要するというのを定めたのが第2項でございます。

最後に、同ページの下段、この条例改正に関する町民参加ということですが、意見を求めた結果、6件の意見があり、回答を公表しているということでございます。

議案第13号に関する説明は以上でございます。

続きまして……

○議長（猪狩一郎君） 説明を中止してください。

この際、午後3時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時44分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山本契太君。

○副町長（山本契太君） それでは、日程第21、議案第14号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予

算について説明をいたします。

別冊横長、左上に議案第14号と書かれた議案を御覧いただきたいと思います。これの15ページでございます。議案第14号 令和2年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和2年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,499万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億4,883万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年3月9日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。16ページになります。第1表、歳入歳出予算補正の歳入を載せてございます。歳出を17ページに載せてございます。

続きまして、18ページから19ページの第2表、第3表を飛ばしまして、22ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書、総括の歳入を載せてございます。

23ページの歳出を御覧ください。一番下の歳出合計、今回の補正額6,499万6,000円減額の財源内訳について、国、道支出金1,433万2,000円の増、地方債では7,430万円の増、その他で3,165万円の減、一般財源は1億2,197万8,000円減額の構成ということになってございます。

説明の都合上、歳出から、31ページということになります。お開きください。まず、31ページ、2款総務費、1項総務管理費、4目基金積立費、24節の社会福祉事業基金積立金25万円は、社会福祉への寄附を3件お受けしたことから、その同額を社会福祉事業基金に積み立てるための補正でございます。

その下、15目町民センター費から4行下の22目新型コロナウイルス特別対策費は、国庫支出金や地方債、その他の特定財源を充当できることとなったため、当該各目について一般財源を減額しています。なお、財源充当に係る予算は後ほど歳入予算で説明をいたします。

2項徴税費、下から2段目です。2項徴税費、2目賦課徴収費、18節負担金補助及び交付金の北海道自治体情報システム協議会負担金72万円の計上は、地方税法改正、コロナ減免、所有者不明土地、納通送達に対応するため、固定資産税システムの改修費を補正するというものでございます。

それから、32ページ、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、18節負担金補助及び交付金の後志広域連合負担金100万3,000円は、後志広域連合が行う居宅介護サービス計画及び居宅介護予防サービス計画給付費の増額に伴う町村負担額の増額や介護保険システム改修に伴う費用が発生し、予算が不足する見込みとなったことから、補正するものです。

4目国民年金事務費、18節負担金補助及び交付金の北海道自治体情報システム協議会負担金8万8,000円は、地方税法の改正により特別寡婦控除が廃止され、独り親控除が新たに創設されたことで国民年金及び年金生活者支援給付金に係るシステム改修が必要となったことから、補正するというものでございます。

それから、2項児童福祉費、2目児童福祉施設費、22節償還金利子及び割引料の補助金等返還金3万6,000円は、令和元年度の子ども・子育て支援交付金、放課後児童健全育成事業分でございますけれども、この額の確定に伴い国から超過交付が発生したため、補正するというものでございます。

次のページ、33ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、27節繰出金の簡易水道事業特別会計繰出金6,590万9,000円の減額補正は、簡易水道会計の歳入歳出均衡に伴う繰出金を補正するというものでございます。

2目の予防費、3節職員手当等の時間外勤務手当20万円は、新型コロナウイルスワクチン接種事務に伴う時間外勤務手当について必要となる経費を補正するというものです。関連する給与費明細書、42ページに掲載してございます。後ほど御覧いただきたいと存じます。

続きまして、34ページ、6款農林水産業費、1項農業費、11目土づくり対策費については、地方債の充当による一般財源の減額でございます。

次のページ、35ページ、7款商工費、1項商工費、1目観光費についても地方債充当による一般財源の減額ということでございます。

次のページ、36ページ、8款土木費、2項道路橋梁費、4目道路新設改良費、こちらについても地方債充当による一般財源の減額でございます。後ほど歳入予算の部分でまとめてご説明を申し上げます。

37ページ、9款1項1目消防費、18節負担金補助及び交付金では、コロナ禍による開催中止となった研修会や消防演習などの不用額254万6,000円、消防団副団長及び消防団員の欠員に伴う不用額28万3,000円、救急自動車の更新完了に伴う不用額324万円の総額606万9,000円について減額補正するというものでございます。

続きまして、38ページ、10款教育費、1項教育総務費、4目教育諸費、10節需用費の消耗品67万4,000円は、新型コロナウイルス対策に伴う国の三次補正、学校保健特別対策事業費補助金、1校当たり上限40万円、補助率2分の1でございますが、これを活用し、学校の感染症対策や学習活動に必要な消耗品費、例えば手洗い石けん、消毒液、ビニール袋、ビニール手袋、マスク、ペーパータオルなどを小中学校で購入するというものでございます。その下、17節備品購入費の一般備品では182万6,000円の計上でございます。ただいま説明した補助金を活用し、学校の感染症対策や学習活動に必要な備品、例えばデジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、プロジェクター、飛沫防止アクリル板、自動手指消毒器などについてですが、小中学校に備えるための購入費を補正するというものでございます。なお、先ほどの消耗品と併せ、学校保健特別対策事業費補助金2分の1の補助裏について新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が充当できる見込みとなったことから、歳入補正も併せて後ほど行います。

それから、10款教育費、4項高等学校費、2目高等学校管理費、10節需用費の消耗品100万5,000円、これはただいまご説明した小中学校と同様学校保健特別対策事業費補助金を活用し、ニセコ高校の感染症対策や学習活動に必要となる消耗品を購入するという費用、それからまたその下、17節備品購入費では69万円の計上で、こちら先ほどと同じ補助金を活用し、学校の感染症対策、学習活動に必要となる一般備品、デジタルビデオカメラ、業務用加湿器などを購入する費用を補正するというものでございます。こちら歳入補正を併せて行う予定でございます。

○議長（猪狩一郎君） 説明を中止してください。

◎会議時間の延長

○議長（猪狩一郎君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

◎日程第8 議案第1号から日程第28 議案第21号（続行）

○議長（猪狩一郎君） 引き続き会議を開きます。

○副町長（山本契太君） 続けます。

真ん中より、中ほどより下の5項1目幼児センター費、18節負担金補助及び交付金では、施設型給付費負担金8万2,000円を計上、ニセコ町在住の児童が幼児センター以外の認定こども園や幼稚園等に通園する場合に給付する施設型給付費について、倶知安幼稚園の処遇改善加算が令和2年4月に遡って認定される見込みとなったことから、補正するというものでございます。なお、国費負担金及び道負担金も増額することから、歳入補正も併せて行います。22節償還金利子及び割引料の補助金等返還金2,000円は、令和元年度の子ども・子育て支援交付金の額の確定に伴い国からの超過交付金が発生したため、補正するというものでございます。

その下、6項社会教育費、2目有島記念館費では、地方債充当により一般財源の減でございます。

一番下、7項保健体育費、39ページ、次のページの1目保健体育総務費、13節使用料及び賃借料のスキーリフト使用料10万円は、スキーリフト1日券の利用者が増え、予算が不足する見込みとなったことからの補正というものでございます。

3目給食センター費、1節報酬の会計年度任用職員報酬30万6,000円、会計年度任用職員パートタイムの期末手当について勤務実態から支給対象となった方への手当を既に支給していますが、当初予算計上していなかったことで3月分の報酬予算が不足する見込みとなったことから、補正するというものでございます。なお、関連する給与明細書を43ページに記載してございますが、これは後ほど御覧いただきたいと思えます。

次のページ、40ページでございます。11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目土木施設災害復旧費は、地方債充当による一般財源の減額でございます。

次のページ、41ページ、12款1項公債費、1目元金については、減債基金を充当することによる一般財源の減額ということになります。

次に、18ページをお願いしたいと存じます。第2表、繰越明許費として事業の性質上年度内にその支出が終わらないものについて来年度に繰り越し実施するため、その対象事業を掲載していると

いうものでございます。2款総務費、1項総務管理費の役場庁舎・防災センター整備事業1,133万円は、新庁舎工事の工期が延長となったことに伴い、2月末に着手予定であった北海道総合行政情報ネットワーク設備移設工事について繰り越して次年度に実施するものとなったというものでございます。同じく、1項総務管理費の新型コロナウイルス特別対策事業3,234万円については、防災ラジオ3,000台を購入する経費であります。その製造、調達に時間を要し、年度内の納品が難しい状況になっていることから、繰越明許費といたします。それから、10款教育費、1項教育総務費の小中学校教育活動継続支援事業250万円及び4項高等学校費の高等学校教育活動継続支援事業169万5,000円については、補助金の交付決定が3月1日であり、それ以降の発注、納品事務となるため、月末までに全ての備品等の納品をすることは困難となって、繰越明許費としております。なお、大きく補足資料と書いた資料の1ページに繰越明許費の説明を掲載してございますので、これについては後ほど御覧いただきたいと思っております。

続きまして、歳入について説明をいたします。24ページをお開きください。15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目教育費国庫負担金、1節幼児センター費負担金の子どものための教育・保育給付費負担金3万5,000円は、施設型給付費の増額に伴い国費負担金を増額補正するというものでございます。

それから、その下、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金のマイナポイント事業補助金では227万円を計上、令和2年4月から開始されるマイナポイント事業において町が行うマイナポイントの予約申込み支援に要する人件費や広報に要する経費として4月臨時会で227万円の予算措置をしましたが、国の補助金が追加交付となる見込みとなったことから、増額補正するものでございます。その下、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の国の三次補正分について上限額8,299万6,000円が示されましたが、そのうち令和2年度事業への充当として799万6,000円を、それから学校保健特別対策事業補助金による追加配当見込額200万円を合わせた計999万6,000円を増額補正するというものでございます。なお、国の三次補正に伴う配当額8,299万6,000円のうち今回充当しない7,500万円については、国で繰越しを行い、国のほうで繰越しを行って、令和3年度事業に充当します。その事業費については、令和3年度補正予算での計上を予定しているというところでございます。

その下、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金、1節教育総務費補助金の学校保健特別対策事業費補助金200万円の計上については、国の三次補正により学校保健特別対策事業補助金に感染症対策などの学校教育活動継続支援事業が加わり、学校における感染症対策や児童生徒の学びの保障をするための体制整備について補助金が充当できるという見込みとなったことからの増額補正ということでございます。

25ページでございます。16款道支出金、1項道負担金、2目教育費道負担金、1節幼児センター費負担金の子どものための教育・保育給付費負担金3万1,000円の計上は、施設型給付費の増額に伴い道費負担を増額するというものでございます。

続きまして、26ページでございます。18款1項寄附金、2目1節指定寄附金では35万円の計上、救急活動のための寄附を1件、社会福祉への寄附を3件お受けしたことから、増額補正するという

ものでございます。なお、救急活動への寄附については10月の臨時議会で補正計上しました地域イベント貸出し用の自動体外式除細動器、AEDの購入費に充当し、社会福祉への寄附については全額基金に積み立てるということでございます。

27ページ、19款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金1,400万円の減額計上、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加充当や事業費の精査に伴い、財政調整基金1,400万円の取崩し解消が見込める状況となったことから、減額補正するというものでございます。

その下、4目1節公共施設整備基金繰入金3,900万円の減額計上、簡水会計において6月の定例議会で補正計上した曾我地区、ニセコ地区間の送水管布設工事、それから10月臨時議会で補正計上した曾我第2配水池の電気設備改修工事、それとニセコ地区の水道施設拡張工事について財源として公共施設整備基金、計3,900万円を充当する予定でしたが、起債二次協議で辺地債及び簡水債が充当できるという見込みとなり、予定していた基金繰入金3,900万円について減額補正するというものでございます。

その下、9目1節減債基金繰入金700万円の計上、これについては過疎ソフトの償還財源とするため減債基金1,000万円を当初予算で計上しておりましたが、実行予算の集計結果などを鑑み、過疎ソフトの償還元金の3割となる1,700万円まで取崩し額を引き上げることとしたため、増額補正ということでございます。

28ページ、20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金は、歳入歳出予算の収支均衡を図るため1億2,511万7,000円の減額計上でございます。

29ページ、22款1項町債、1目総務債、1節総務管理債の1行目、2,310万円は、9月定例議会や12月定例議会で補正計上した役場庁舎・防災センター整備事業に係る費用について公共施設等適正管理推進事業債及び緊急防災・減災事業債が充当できる見込みとなったことから、増額補正するというものでございます。2行目、10万円、西富地区町民センター整備事業債10万円は西富地区町民センターの外構工事399万3,000円の契約額に合わせた起債協議を行っていましたが、3,850万円の追加工事が発生し……失礼しました。起債を行っていましたが、失礼しました、3万8,500円の追加工事が発生し、起債二次協議において400万円の辺地債が充当できる見込みとなったことから、増額補正するものでございます。

その下、3目農林水産業債、1節農業債の畜産環境整備特別対策事業債470万円は、10月8日付で専決補正計上した堆肥センターの電動シャッターの更新工事、それから11月臨時議会で補正した混合攪拌機をスチール製からステンレス製に変更するための工事費について過疎債が充当できるという見込みとなったことから、増額補正するものでございます。

4目土木債、1節道路橋梁債の1行目、町道近藤7線通改良舗装事業債90万円は、地域からの要望もあり、排水処理施設や舗装区間を若干延長したことに伴う追加事業費について辺地債が充当できる見込みとなったことから、増額補正するものです。その下、2,410万円の計上は10月臨時議会で補正計上した町道元町2線通改良舗装工事について過疎債が充当できるという見込みとなって、補正するというものです。

その下、6目教育債、3節社会教育債、有島記念館施設改修事業債90万円、これについては1月

臨時議会で歳入補正計上した当該事業債について事業費の再精査を行い、90万円が追加充当できる見込みとなったことから、増加補正するという、その下、鉄道遺産群整備事業債320万円は9月定例会で補正計上した鉄道仮設工事や10月8日付で専決補正計上した水道排泥弁の新設費用について過疎債が充当できるという見込みとなったことからの増額補正ということでございます。

それから、9目1節商工債、ニセコ駅前温泉綺羅乃湯施設整備事業債410万円は、10月臨時議会で補正計上した綺羅乃湯削井工事実施設計費用、井戸の実実施設計費用について緊急防災・減災事業債が充当できる見込みとなったことからの増額補正というものです。

それから、10目1節猶予特例債230万円、これについては地方税法に基づく地方税の徴収猶予に対応するため、今年度に限って新たに創設された猶予特例債について、9月定例議会で固定資産税の徴収猶予額として3,580万円を補正計上していますけれども、新たに地方消費税交付金の猶予見込額222万5,000円が本町分の対象となりまして、起債二次協議で計3,810万円の猶予特例債が発行できる見込みとなったことから、増額補正するというものでございます。

続きまして、次のページ、30ページ、11目1節減収補填債1,483万9,000円と。これは通常は3税目ですが、新型コロナウイルス感染症の影響から令和2年度に限り7税目が追加されることとなり、本町で該当が見込まれる6税目、法人事業税交付金、利子割交付金、地方消費税交付金、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税交付金、地方揮発油譲与税、計1,483万9,000円が発行できる見込みとなったことから、増額補正するというものでございます。なお、減収補填債の充当率は100%で、地方消費税交付金の消費税引上げ分及び地方揮発油税が、それらが交付税措置100%となり、その他の税目における交付税措置は75%となるということでございます。

同ページの12目災害復旧債、2節公共土木施設災害復旧事業債1,320万円は、令和2年9月12日未明に発生した大雨による道路や河川の復旧費について災害復旧事業債が充当できるという見込みとなったことからの補正額ということでございます。

次に、予算書の19ページを御覧いただきたいと存じます。そこちよっとお戻りいただきまして、第3表、地方債補正でございます。今ほど歳入で説明しました各起債の限度額の追加及び変更に関する補正を行うものでございます。まず、追加ですが、起債の目的欄にありますように、上下2事業、上下2、2つの事業と中ほど、地方税の減収見込額の範囲で許可される減収補填債の計3つの起債の追加ということでございます。起債の限度額、方法、利率それから償還の方法は記載のとおりということでございます。続いて、20ページ、それから21ページにかけてですが、起債の変更について8つの事業があり、いずれの場合も起債限度額を増額変更しております。なお、21ページ、一番下の猶予特例債は地方税法に基づく地方税の徴収猶予に伴い生じる一時的な減収に対応する起債ということでございます。

また、地方債の現在高の見込みに関する調書を45ページに記載しておりますので、こちらのほうは後ほど御覧いただきたいと思っております。

それから、本補正予算の各会計総括表及び歳入及び歳出の内訳、補正予算の枠組みについては別冊でお配りしております補正予算資料ナンバー2について記載してございますので、こちらを後ほどまた御覧いただきたいと思っております。

議案第14号の説明については以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

そのまま続けて特別会計でございました。失礼しました。日程第22、議案第15号 令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算についての説明でございます。

議案の47ページをお開きいただきたいと思います。議案第15号 令和2年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。

令和2年度ニセコ町の簡易水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ279万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,174万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年3月9日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きいただきたいと思います。第1表、歳入歳出予算補正の歳入と歳出を48ページと49ページに載せてございます。

続きまして、50ページの第2表を飛ばしていただきまして、52ページ、53ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を載せてございます。

53ページの歳出をいま一度御覧いただきたいと思います。今回の補正額279万2,000円の減額の財源内訳ということで、地方債4,880万円の増、それからその他財源1,431万7,000円の増、一般財源6,590万9,000円の減ということになってございます。

歳出から説明いたしますので、57ページをお開きください。57ページ、2款管理費、1項1目維持管理費については、地方債の充当による一般財源の減額です。

58ページ、3款1項1目建設改良費、14節工事請負費の配水管移設工事182万1,000円の減について、北海道が進めている道の駅ニセコビュープラザ周辺の電線地中化事業、これに伴い実施した配水管移設工事について工事費が確定し、執行残が生じたことから、減額補正するというものでございます。なお、北海道から移設補償金が充当できる見込みとなったことから、歳入補正も併せて行います。その下、送水管布設工事97万1,000円の減について、曾我地区、ニセコ地区間の送水管布設工事が確定をいたしまして、執行残が生じたことから、減額補正するものでございます。なお、こちらも起債充当ができる見込みとなったことから、歳入補正も併せて行います。

それでは、54ページの歳入でございます。御覧いただきたいと思います。54ページです。3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金では、簡易水道会計の歳入歳出による収支均衡を図るため、一般会計繰入金6,590万9,000円の減額補正ということになります。

次のページ、55ページ、5款諸収入、1項1目1節雑入のニセコ町簡易水道配水管移設補償金1,431万7,000円は先ほどご説明しました北海道が進めている道の駅ニセコビュープラザ周辺の電線地中化事業に伴い実施した配水管移設工事について道からの移設補償費が確定したということによ

り増額補正するものでございます。

次、56ページ、6款1項町債、1目1節簡易水道事業債（配水施設改修事業）では760万円の計上、当初予算で執行した宮田地区小花井浄水場のろ過材更新工事や建設改修工事について辺地債及び簡水債が充当できる見込みとなったということで増額補正するというものでございます。その下、送水管布設事業1,010万円、6月定例議会で補正計上した曾我地区、ニセコ地区間の送水管布設工事、それから10月臨時議会で補正計上した曾我第2配水池電気設備改修工事について辺地債及び簡水債が充当できるという見込みとなったことによる増額補正ということでございます。その下、水源整備事業3,110万円、5月臨時議会で補正計上したニセコ地区の新規井戸測量調査、それから10月臨時議会で補正計上したニセコ地区の水道施設拡張工事について、こちらも辺地、簡水債が充当できるということになったための増額の補正でございます。

次に、50ページにお戻りいただきまして、第2表、地方債の補正でございます。今ほど歳入で説明しました起債の変更分に関する補正を行うものでございます。簡易水道事業債については、変更前の限度額1億2,660万円を1億7,540万円に変更します。変更後の起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同様でございます。

それから、59ページ、地方債の現在高に関する調書が添付されておりますので、これは後ほど御覧いただきたいと思っております。

なお、補正予算の各会計総括表及び歳入歳出の内訳、補正予算の枠組みについては、別表の補正予算資料ナンバー2を後ほど御覧いただきたいと存じます。

議案第15号に関する説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

引き続き行います。少しお待ちください。すみません。

失礼いたしました。引き続き説明を継続させていただきます。少しお待ちください。

それでは、日程第23、議案第16号 令和3年度ニセコ町一般会計予算について説明をいたします。ニセコ町各会計予算の、こちらの1ページをお開きいただきたいと思っております。議案第16号 令和3年度ニセコ町一般会計予算。

令和3年度ニセコ町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49億1,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8億円と定

める。

令和3年3月9日提出、ニセコ町長、片山健也。

最初に、令和3年度予算の全体像でございますけれども、別の冊子、予算に関する参考資料、こちらを御覧いただきたいと思っております。令和3年度予算に関する参考資料でございます。こちらの資料のまず1ページを御覧いただきます。令和3年度の各会計の予算総額は57億6,070万円でございます。前年度比14億2,010万円、率にして19.8%の減額でございます。なお、一般会計は49億1,000万円、前年度比15億1,000万円、23.5%の減額ということでございます。令和3年度につきましては、役場庁舎・防災センターの完成により前年度に比べて大幅に予算減となっております。なお、現庁舎の解体工事及び外構整備については、補助金等の財源、発注方法の再検討を行うため当初予算での計上を見送り、有利に事業を進められるよう熟度向上に努めてまいりたいと存じます。

2ページを御覧いただきたいと存じます。一般会計の歳入の概要ですけれども、各歳入項目の増減額では町税が6,737万7,000円の減ですが、コロナ関連による入湯税などによる税収の落ち込みを反映しております。また、一番下の22款の町債でございますが、役場庁舎・防災センター整備事業の主要工事が終了しましたので、13億5,730万円の減となり、予算構成比では総じて中段にあります11款地方交付税の割合、これが増額し、42.9%を占めるという状況になっております。また、町税、使用料及び手数料、財産収入などを合わせました自主財源の割合は33.3%となっております。

続きまして、13ページをお開きいただきたいと思っております。一般会計の歳出のほうです。歳出の性質別状況を掲載しておりますけれども、合計の増減額と増減率を御覧ください。主な特徴としましては、人件費において地域おこし協力隊の受入れ拡充や会計年度任用職員に係る退職手当組合負担金などの支出など、前年度比6.3%、7,241万3,000円の増額となっております。扶助費、公債費を含めた義務的経費は7.3%、1億5,120万6,000円の増ということになります。なお、公債費の増額については新型コロナウイルスに伴う猶予特例債や過疎債の元金償還によるものでございます。物件費について、委託料では学校内インターネット環境整備などの完了によりまして9.2%、4,113万6,000円の減、備品費では庁舎の備品整備が一部完了したため41.8%減の3,372万3,000円の減となります。それから、維持補修費、補助費等を含めた経常経費全体は0.2%、924万6,000円の増にとどめました。続きまして、普通建設事業費は役場庁舎・防災センター整備事業の本体工事の終了や学校給食センター増築機能向上工事の事業の終了に伴いまして81.4%、16億6,957万3,000円の減となります。積立金では、ふるさとづくり基金の増額見込みにより72.1%、1,509万8,000円の増、特別会計の繰出金については52.7%、1億3,602万9,000円の増となります。

次に、37ページを御覧いただきたいと存じます。37ページ、基金の状況でございます。令和3年度見込み、積立額では一般会計で合計3,605万3,000円、取崩し額では合計4億6,730万4,000円を計上しております。これにより、基金残高としては9億9,205万5,000円余りとなることを予定しております。ただし、これは当初予算上の計上でありまして、予算の効率的な執行や財源の確保に努力いたしまして基金の取崩しが最小限となるよう執行してまいりたいと考えているところでございます。なお、前年度当初予算において5億500万円余りの基金取崩しを予定しておりましたが、令和2年度見込みとして財政調整基金、公共施設整備基金、ふるさとづくり基金、庁舎建設基金で一部基

金を取り崩す見込みであることから、推計残高が減少しております。実際の基金取崩し額及び積立額については、今後の決算状況に応じて調整を行うなど、財政の健全性を保ちつつ、将来にわたって持続可能となる財政運営を確保してまいりたいと存じます。

それでは、令和3年度の予算の詳細について説明してまいります。新年度の当初予算ということでもありますので、全部の説明をするということは時間的に足りませんので、新しい事業であるとか大きな変更であるものを中心に説明してまいりたいと思います。なお、全体的に言えることですが、各施設の光熱水費の増減ですとか時間外手当の増減、公用車の車検整備の増減等の経常的な経費については説明を省略させていただきます。また、引き続きコロナ感染拡大防止の観点から各種研修旅費やバス借り上げ料などについて予算から削減している場合がございますが、今後の感染状況を鑑みて、必要に応じ補正予算を上程させていただきたく存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、白い冊子の、一番厚い冊子の予算書に戻っていただきまして、2ページを御覧いただきたいと思います。まず、2ページは第1表、歳入歳出予算の歳入でございます、4ページまで続いております。

そして、5ページ、6ページが歳出でございます。

7ページから10ページの第2表と第3表は飛ばしまして、12ページが歳入歳出予算事項別明細書の総括でございます。

13ページの歳出合計の一般財源34億322万6,000円ですけれども、予算合計額に対する割合は69%となっているところでございます。

それでは、説明の都合上、歳出からご説明をさせていただきます。58ページになります。まず、議会費の予算総額でございますが、4,427万3,000円となり、前年度比210万9,000円の減となっております。主な理由ですが、3節職員手当等では昨年12月に支給率を下げたことから、条例どおりの減額計上となります。4節共済費の議員共済組合納付金は、負担率が下がったことから、36万7,000円減の700万5,000円となります。8節旅費では航空賃を共通単価で計上したということにより19万7,000円減の169万9,000円の計上、59ページ、12節委託料は昨年11月に会議録作成支援システムを導入したことから、これまで委託してきた議会会議録の作成業務を3月議会分のみ縮小したことなど、142万4,000円減の52万8,000円を計上しています。18節負担金補助及び交付金は、前年度未実施のため年度途中で減額した羊蹄山麓正副議長会の道外研修負担30万6,000円及び後志町村議会議長会の道外視察負担金30万円を計上し、前年とほぼ同額の計上となっております。

60ページを御覧いただきたいと思います。2款総務費ですが、総額については前年と比べて15億4,605万9,000円減の16億2,852万2,000円の計上となります。大きくは、庁舎整備等費の大幅な減額ということがございます。3節職員手当等の時間外勤務については前年度比143万円の増額ですが、5月の連休に予定している庁舎引っ越し作業に伴う職員の時間外手当が主な要因で、468万8,000円を計上しております。8節旅費の新規計上した特別旅費5万2,000円は、ペーパーレス会議システムの先進地視察を道内自治体で行うという予定で計上しているものでございます。61ページ、11節役務費の通信運搬費は、過去2年間の平均を基に算定したものとこれまで庁舎清掃業務と一体的に行

ってきた庁舎清掃員による庁内配達を廃止し、郵送に切り替えたことにより178万8,000円増の483万4,000円を計上しております。12節の委託料では、この欄の一番下、昨年導入した統合型GISについてシステム保守料21万円とデータ年度更新11万円を見込み、33万円を計上しているということでございます。13節使用料及び賃借料については、62ページ、上から2行目、新規計上の会議録作成支援音声認識システム使用料112万2,000円については、音声識別ソフトのライセンス使用料ということになります。17節備品購入費でマイクロソフトのオフィスライセンス購入費として312万8,000円増の379万5,000円を計上しているということでございます。18節の中ほど、北海道自治体情報システム協議会負担金ですが、システム保守料、技術支援費、データセンター設備利用料、セキュリティ強化対応施設の更新などによりまして、前年度比615万2,000円増の3,692万9,000円を計上しております。63ページ、18節の上から6行目、社会保障・税番号制度中間サーバー事務委託交付金では、前年度より136万8,000円減の281万5,000円を計上しています。

2目自治振興費では、大きな変動はございません。

63ページ下段、3目交通安全費では、全体で594万円の計上でございます。

おめくりいただきまして、65ページになります。4目基金積立費、24節積立金では、下から3行目、ふるさとづくり基金積立金について返礼である気持ちの品を増やしたり、新たなポータルサイトの契約先を増やすなどし、これまで以上に寄附を募る取組を行うことから、寄附金額の基金への積立金についても前年度比1,499万6,000円増の3,000万1,000円を計上いたしました。

5目文書広報費は、前年と比べまして540万7,000円減の合計3,728万1,000円でございます。66ページ、10節需用費の4行目、印刷製本費は開町120周年記念冊子の作成と広報紙のページの増ということにより67万円増の417万5,000円を計上しております。67ページ、上から2行目、12節委託料の開町120周年記念映像作成業務は撮影、編集の最終年度ということで227万円の計上でございます。18節の下から2行目、コミュニティFM放送事業運営費補助として前年度比112万円減の937万円の計上です。なお、放送業務を依頼するに当たり運営費補助とこのページの一番下の放送業務委託料を切り分けているということになってございますが、これは放送業務委託料として町から依頼する経費については特別交付税で措置されるということがあるため、補助金と委託料に分けているということでございます。

67ページ下段、6目企画費は、前年度比545万2,000円減の合計8,168万1,000円の計上でございます。1節報酬の会計年度任用職員報酬は前年と比較して198万5,000円増の1,914万8,000円の計上、地域の国際化に対応し、町民と国際的相互理解や友好親善を深め、海外への情報発信を積極的に進めるため、日本語学能力の高い海外青年を国際交流員として現在中国、ドイツ、アメリカ、マレーシアより5名を招致しています。3年度においても引き続き5名体制を継続してまいります。なお、国際交流による財源は普通交付税で措置されるということでございます。次のページの68ページ、7節報償費の講師謝礼30万円はニセコ町まちづくり基本条例が施行され、今年で20周年を迎えることから、記念シンポジウムを開催する経費として計上します。その下、ふるさとづくり寄附金返礼は前年度比395万円増の800万円を計上、このほかふるさとづくり寄附に関する費用としては11節役務費の手数料として前年度比193万5,000円増の313万5,000円を計上、ふるさとづくり寄附に関する

ポータルサイトの掲載、管理、寄附受付手数料として計上をしておるところでございます。なお、このふるさとづくり寄附は、3年度からは寄附金額の拡大のためポータルサイトの掲載を拡充していきます。その下、寄附する際にクレジットカードを使用する場合のクレジットカード収納手数料として前年度比37万1,000円増の66万円を計上、それから12節委託料のふるさとづくり寄附返礼業務委託料は前年度比211万1,000円増の347万円を計上、これらふるさとづくり寄附に関する支出の増は、いずれも寄附額の増額に取り組むということから、歳入予算についても増額しておるところでございます。同じく12節の委託料には町所有の光ファイバー網が適正に管理運営されるよう設備保守業務委託料として13万8,000円を、また同じく、同じ内容として13節、光ファイバー電柱共架料、14節、光ケーブル移設工事を合わせた前年度比1,455万8,000円減の179万5,000円を計上しております。ちょっと分かりづらい、すみません。12節と13節と次のページの14節、これの、光、光、光とありますが、これらのところが全部合わせて179万5,000円を計上しているということでございます。節が前後しますが、68ページの13節、下から1行目、専用通信回線サービス使用料は前年度比77万9,000円増の233万7,000円を計上、これについてはラジオニセコの放送をヘリポート送信所から発信する際、ラジオ局から送信所までの間、民間の光ファイバーサービスを使用するための費用で、令和2年度は年度途中からの契約でしたが、令和3年度は1年間の契約となるために増額するというものでございます。69ページ、14節の下段、I R U設備譲渡工事では前年度比177万6,000円減の744万円の計上でございます。令和2年度に川北方面の町所有の光ケーブルを民間に譲渡しましたが、令和3年度は川南方面の町所有光ケーブルの譲渡に要する事業費を計上しております。この工事が完成しますと町所有光ケーブルは全て譲渡が完了し、将来町による光ケーブル設備の更新ということは不要になるということでございます。18節の下から3行目、後志広域交通活性化協議会負担金35万8,000円の新規計上、後志地域広域交通活性化協議会、後志振興局が事務局ですけれども、これが新幹線開業を見据えた公共交通に関する広域計画を策定するという予定でございます。その負担金ということでございます。次のページ、70ページから、上から6行目、バス路線維持費補助については、蘭越からニセコ駅をつなぐ福井線について燃料及び人手不足による人件費高騰により前年度比10万2,000円増の402万3,000円を計上しています。ただし、特別交付税等の財源を勘案すると実質的に2万円の負担増ということになります。それから、18節の一番下、デマンド交通であるにこっとBUS運行経費ですが、定年延長措置など人手不足による人件費の増額やコロナ禍による運賃収入の減などにより前年度比63万7,000円増の2,510万6,000円を計上ということでございます。また、ちょっと前後して申し訳ありませんが、2つ上に、にこっとBUSを含む二次交通の適正な運行を図るため、ニセコ町地域公共交通活性化協議会を開催するための運営費補助として20万円を引き続き計上しているというところでございます。

下から2段目になりますが、左の7目です。7目地域振興費では地域おこし協力隊と集落支援員の予算を計上していますが、全体で前年から4,956万7,000円増の1億4,266万3,000円となり、財源は特別交付税で措置されます。予算内訳の前に少しご説明しますと、地域おこし協力隊については令和3年度は継続者が19名、新規採用者が15名の計34名分の予算を計上してございます。内訳は、3年目隊員が9名、2年目が10名、1年目、新人が15名の予定と。配属先は、通年での応募状況に

よりですが、観光協会、ビュープラザ直売会、綺羅乃湯、中央倉庫群、農政課、企画環境課、町民学習課、幼児センター、こども館などを予定しているというところでございます。また、集落支援員については令和3年度は5名が農政課、商工観光課、町民学習課などで活動を予定しております。会計年度任用職員報酬は各款、項、目で予算計上し、それ以外の活動経費をここで計上しているということでございます。それでは、主な経費の内訳でございますが、1節報酬の会計年度任用職員報酬として7,460万1,000円を計上、8節旅費では協力隊員の活動や隊員募集に係る旅費58万8,000円と集落支援員の活動旅費7万円で、合わせて65万8,000円、71ページ、12節では協力隊活動や募集支援等の委託料として573万8,000円、13節では2つ目、協力隊の活動のため自動車借り上げに118万8,000円、その下、18節の地域おこし協力隊活動費補助5,568万7,000円は協力隊の全体活動費や個々の隊員の活動、研修、家賃、任期終了後の起業化などを支援するための補助金として5,568万7,000円を計上しております。その下、集落支援員補助269万3,000円は集落支援員の家賃補助となります。

71ページ下段、8目自治創生費は全体で前年度比3,790万円減の6,008万4,000円の計上でございます。ここでは中央倉庫群の管理、移住対策を含めた自治創生総合戦略の推進、これまでの3年間の調査をさらに進めるローカルスマート交通深化・展開事業、SDGs事業の推進について計上してございます。少しだけ事業全体をご説明します。中央倉庫群の管理については、指定管理者の下、これまで貸館業務を継続しつつ、さらに住民の利活用を促進し、併せて移住や地域おこし協力隊の募集や調整業務を担っています。それから、自治創生総合戦略は令和2年4月から第2期の総合戦略がスタートしていますので、的確な進行管理を行いつつ協議会の開催や講師を招聘し、さらなる取組の深化を図るということでございます。また、民間ベースでの移住相談窓口の設置や情報発信の強化などの移住定住策にも取り組んでまいります。それから、ローカルスマート交通深化・展開事業ということですが、福井地区の助け合い交通の継続、横展開の検討、また冬場の周遊バスとスキーバスの統合、ウインターシャトルを継続するというところでございます。SDGs事業では、SDGsそのものの理解促進、それからSDGsモデル事業として取り組んでいる街区整備事業等について計上をしております。

では、節ごとの内容を説明を申し上げます。71ページの7節の報償費、一番下です。講師謝礼31万円はSDGsモデル事業街区整備に関する地元事業者研修講師に11万2,000円、SDGsに関する研修講師に19万8,000円を計上しているということでございます。次のページ、72ページ、最上段のその他謝礼47万5,000円については、自治創生協議会の委員に対する謝礼に15万8,000円、地方創生コンシェルジュ招聘に9万4,000円、SDGs事業に関する専門家招聘アドバイスに22万3,000円を計上しているということでございます。8節旅費では、普通旅費として66万8,000円、SDGsに関する東京開催の国際フォーラム、民官関連プラットフォーム、事業評価会に参加する旅費、その他自治創生やSDGsに関する打合せ旅費を計上しているというところでございます。その下の特別旅費の5万6,000円は、SDGsモデル事業に関する地元事業者向け研修会に参加する職員の費用ということでございます。72ページの10節、消耗品41万6,000円は中央倉庫の子ども用の遊具や飲食店のチャレンジショップ用の消耗品などの購入費として22万6,000円、女性活躍に係る講演会5,000円、

ニセコ周遊バス運行備品4万円、福井地区助け合い交通に係る管理用品11万5,000円、SDGs普及啓発資材3万円ということで計上してございます。12節委託料として、地域資源活用に向けた調査実証試験業務委託料は1,375万円の計上でございます。これは、地元産材を中心とした地域資源を地域で利活用し、内部の経済循環を高めようとこれまで進めてきた基礎調査や検証を踏まえて、今年度地域商社を見据えた組織体制の検討を進めるということとともに、資源活用の一つとして予定している地域ポイント導入に向けた検討を行ってまいるといってございまして。財源として地方創生推進交付金2分の1、特別交付税4分の1を見込んでいってございまして。委託料の上から2行目、中央倉庫群運営委託料は維持管理経費として前年同額の658万円を計上、その下、移住定住支援業務委託料、前年度比44万円減の305万6,000円を計上、この減額は前年度移住対策として計上していた費用を地域おこし協力隊の募集費用として組み替えたことによるものでございまして。その下、公共交通最適化検討業務委託料は助け合い交通の普及、横展開に向け、福井地区などの自治会に運行内容、課題などの実態調査を依頼する経費及び町内周遊の公共交通等利活用を図るための資料作成のための費用を合わせて73万7,000円の計上といってございまして。73ページ、16節公有財産購入費のNISEKO生活・モデル地区整備用地購入費392万4,000円でございます。これは、事業計画用地内に道路などの一部とする予定の財務省の土地があるといってございまして、その土地の購入費用を計上したものでございまして。続きまして、18節、中央倉庫倶楽部負担金は中央倉庫群が組織する中央倉庫倶楽部に町が法人会員として加入する負担3万円を計上し、中央倉庫の町内団体の利用促進などを図ることを考えておるところでございまして。同じく18節の下から2行目、地域公共交通最適化検討実証運行事業補助、これは前年度比259万7,000円増の1,286万1,000円でございます。これは、ローカルスマート交通深化・展開事業で冬期のスキーバス及び冬期の域内周遊バス運行を一本化し、ウインターシャトルとして引き続き実証運行を行う経費でございます。増額は経路の拡充とコロナ禍による観光客利用の減に伴う運賃収入の減を見込んだものといってございまして。財源として地方創生推進交付金の2分の1、特別交付税の4分の1を見込んでいまして。その下、NISEKO生活・モデル地区推進事業補助1,496万円は、モデル地区の事業推進に向けたマーケティング調査、プロモーション、町内の住み替え等の促進に向けた調査などを実施するといってございまして。なお、当該予算は令和2年度まで町が主体となり実施をしたため、委託料に計上していましたが、令和3年度からは昨年度設立した株式会社ニセコまちが実施主体となることから、補助金として計上しているといってものでございまして。

○議長（猪狩一郎君） 説明を中止してください。

◎延会の議決

○議長（猪狩一郎君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 本日はこれにて延会します。
なお、明日3月10日の議事日程は当日配付します。
本日はご苦労さまでした。

延会 午後 4時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 浜 本 和 彦 (自 署)

署 名 議 員 小 松 弘 幸 (自 署)